

津市公報

第 427 号
令和5年10月5日

目 次

津市条例

- 津市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例
- 津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則
- 津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市告示

- 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止
- 行旅死亡人の告示
- 公示送達
- 安濃都市計画の変更
- 議会の認定を得た決算の公表
- 議決を経た予算等の公表
- 財政公表

津市公告

- 津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
- 津市新たな工業用地の候補地提案募集事業の実施
- 建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
- 建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行
- 開発行為に係る工事の完了
- 開発行為に係る工事の完了
- 予防接種の実施
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更

津市上下水道事業公告

- 建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市消防本部訓令

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防本部告示

指定催しの指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市農業委員会告示

農地法第32条第1項第1号又は同法第33条第1項に該当する農地である旨の告示

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第19号

津市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該申請をした職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内の期間とする。

(1) 大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業 2年（大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）

(2) 国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業 3年

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該

大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)

- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
 - (4) 前3号に掲げる教育施設のほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの
- （奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下同じ。）
 - (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市において行われる当該都市との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
- （自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
 - 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。
- （自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあっては100分の100以下、それ以外のものにあっては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 三重県市町総合事務組合退職手当支給条例（平成24年三重県市町

総合事務組合条例第36号) 第9条第4項に規定する自己啓発等休業の内容が当該職員の公務の能率的な運営に特に資するものと認めた場合等とは、任命権者が自己啓発等休業の期間中における当該職員の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認めた場合その他の規則で定める要件に該当する場合とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 津市職員定数条例(平成25年津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 津市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和5年津市条例第19号)

第2条の規定による承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

第3条第2項中「第6号若しくは第7号」を「第7号若しくは第8号」に改める。

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第20号

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例（平成18年津市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し及び第2項の見出しを削る。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第21号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第1項中「別表第15」を「別表第16」に改める。

別表第15の次に次の1表を加える。

別表第16（第2条、第3条関係） 建設発生土の処理に関する事務

手数料を徴収する事務	手数料の額	
津市河芸町上野建設発生土処分場における建設発生土の処理に関する事務	1件につき	搬入土量に1立方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
備考		
1 手数料の算定の基礎となる搬入土量は、市長が認定する。この場合において、0.1立方メートル未満の端数量は、切り捨てるものとする。 2 1立方メートル未満の端数量に係る手数料の額は、0.1立方メートル当たり200円とする。		

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第22号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体^{きょうたい}は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 廚房設備の項中

		据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0
--	--	--------	---------	----	---	---	---

を

		据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0
固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の津市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の

規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第35号

津市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和5年津市条例第19号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条第1号の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超えるものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容等を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(自己啓発等休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第5条 条例第7条第2項の規則で定める特別の事情は、自己啓発等休業の期間の延長の申請時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該自己啓発等休業の期間の再度の延長をしなければ、当該自己啓発等休業の目的を効果的に達成することができないこととなったこととする。

(報告)

第6条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況等報告書

により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(職務復帰)

第7条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る人事異動通知書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 職員の自己啓発等休業の承認を取り消す場合

(職務復帰後における号給の調整日)

第9条 条例第10条の規則で定める日は、津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）第14条に規定する昇給日（以下「昇給日」という。）又はその次の昇給日とする。

(退職手当の取扱い)

第10条 条例第11条の規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 任命権者が自己啓発等休業の期間中における当該職員の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして認めていること。
- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 自己啓発等休業承認申請書等の様式その他この規則の実施に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

津市長 前葉泰幸

津市規則第36号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成18年津市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）津市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和5年津市条例第19号）

以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定による承認を受けて自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第5条第2項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業条例第2条の規定による承認を受けて自己啓発等休業をし」を加える。

第18条に次の1号を加える。

（7）自己啓発等休業職員（自己啓発等休業条例第2条の規定による承認を受けて自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。）

第24条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第30条第1号中「第24条第2項第3号ア及びイ」を「第24条第2項第4号ア及びイ」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「、第4号及び第7号」に改める。

第34条第2項第1号中「及び第4号」を「、第4号及び第7号」に改め、同項第3号中「第24条第2項第3号ア及びイ」を「第24条第2項第4号ア及びイ」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

2 津市職員の育児休業等に関する規則（平成18年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「第24条第2項第3号アからウまで」を「第24条第2項第4号アからウまで」に改める。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第37号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第32号）
の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出し及び第2項の見出しを削る。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第6号

序中一般

出先機関

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月27日

津市長 前葉泰幸

津市職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令

津市職員任免事務取扱規程（平成18年津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表育児短時間勤務に伴う任期付採用の項の次に次のように加える。

自己啓発等休業	休業承認	自己啓発等休業を承認することをいう。	自己啓発等休業を承認する 自己啓発等休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする
	延長承認	自己啓発等休業の期間の延長を承認することをいう。	○年○月○日まで自己啓発等休業の期間の延長を承認する
	職務復帰	自己啓発等休業をしている職員が職務に復帰したことをいう。	職務に復帰した（○年○月○日）
	取消し	自己啓発等休業の承認を取り消すことをいう。	自己啓発等休業の承認を取り消す

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

津市告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年9月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業者の名称

株式会社 J S I ケアサポートユウキ

2 事業所の名称

デイサービス 奏

3 事業所の所在地

津市白山町三ヶ野1260番地1

4 廃止年月日

令和5年9月30日

5 サービスの種類

地域密着型通所介護

津市告示第241号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を告示する。

令和5年9月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

40歳前後から50歳代程度

男性

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

身長170センチメートル程度

6 着衣及び所持品

黒色リュックサック、財布、携帯電話等

7 発見した日時及び場所

令和5年4月3日午後2時30分、三重県津市白山町垣内322番地30北西方図測2.6キロメートル先山林内において白骨化した人骨を散策中の通行人が発見。

8 死亡年月日及び死因

令和4年5月下旬頃

死因不詳

9 その他参考事項

なし

津市告示第242号

下記の者の令和5年度市民税・県民税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年9月26日

津市長 前葉泰幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○○ ○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○	○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

○○○○○○○○○○	○○○○○	ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○ ○○○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○ ○ ○	令和5年度市民税・県民

	○○○○	税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○ ○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○○○	令和5年度（令和3年度分）市民税・県民税税額変更通知書及び令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税税額変更通知書
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税税額変更通知書

○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○ ○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○ ○○○ ○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民

○ ○○○○○○	○	税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○	○○ ○○○○○○ ○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○ ○○	○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○ ○ ○○○○○ ○ ○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○ ○○○	○○○ ○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○ ○○○ ○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○ ○ ○○○○	○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○	令和5年度（平成30年度分）市民税・県民税税額変更通知書
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○	令和5年度市民税・県民

○ ○○○○○○○○○○	○ ○○○	税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○ ○ ○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○	○○○ ○○○○○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○○○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○○ ○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○	令和5年度（令和4年度

	○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○○	分) 市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○	○○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○	令和5年度(令和4年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)及び令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○ ○○○	令和5年度(令和4年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○	○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○	令和5年度(令和4年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)

○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○ ○○ ○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○	○○○○○ ○○○ ○○○○ ○○ ○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和5年度（平成30年度分）市民税・県民税税額変更通知書
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○○○ ○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）

○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○ ○○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○○	○○○ ○○○ ○ ○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○○○○ ○○○ ○○ ○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	○○ ○○○○ ○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○ ○	○○○○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○ ○○○○ ○○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○	○○○ ○○○ ○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年随時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○	○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○	○○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

		ら第4期まで)
○○○○○○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○	令和5年度(令和4年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)
○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○ ○○○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	○○○ ○○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○ ○○○	○ ○○○ ○○○	令和5年度(令和4年度分)市民税・県民税納税通知書(過年隨時)及び令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書(第3期から第4期まで)

		ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○	○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○	○○ ○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書
○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	令和5年度(令和4年度 分)市民税・県民税納税 通知書(過年随時)及び 令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期)
○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和5年度市民税・県民

○○○○○○○○○○○○ ○○		税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○	○○○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○	○○ ○○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和5年度市民税・県民

○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○		税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	○○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）及び令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○	○○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○ ○ ○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）
○○○○○○○○○○○○○	○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書
○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）

○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）

		ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○	○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○ ○○○	○○ ○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書
○○○○○○○○○○○○ ○○	○ ○○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○	○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○○ ○○	令和5年度市民税・県民 税納税通知書(第3期か ら第4期まで)
○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	令和5年度(令和4年度 分)市民税・県民税納税 通知書(過年隨時)

○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ ○	○○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○ ○○	令和5年度（令和4年度分）市民税・県民税納税通知書（過年隨時）
○○○○○○○○	○ ○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期から第4期まで）
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○○○	○○ ○○	令和5年度市民税・県民税納税通知書（第3期）

津市告示第243号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
安濃都市計画ごみ処理場
安濃村清掃センター
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

令和 4 年度津市一般会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市 稅		41,480,122,000	42,998,317,617	41,981,297,660	90,068,921	926,951,036	501,175,660
	1 市 民 稅	18,652,106,000	19,342,840,245	18,971,208,377	24,008,631	347,623,237	319,102,377
	2 固定資産税	17,914,355,000	18,582,734,515	18,036,962,890	56,910,105	488,861,520	122,607,890
	3 軽自動車税	917,968,000	951,056,962	918,971,467	2,110,569	29,974,926	1,003,467
	4 市たばこ税	1,752,277,000	1,785,399,558	1,785,399,558	0	0	33,122,558
	5 入湯税	42,000,000	45,077,100	45,077,100	0	0	3,077,100
2 地方譲与税	6 都市計画税	2,201,416,000	2,291,209,237	2,223,678,268	7,039,616	60,491,353	22,262,268
		1,068,191,000	1,093,536,556	1,093,536,556	0	0	25,345,556
	1 地方揮発油譲与税	236,000,000	238,103,000	238,103,000	0	0	2,103,000
	2 自動車重量譲与税	690,000,000	712,676,000	712,676,000	0	0	22,676,000
	3 地方道路譲与税	1,000	1	1	0	0	△999
	4 森林環境譲与税	141,190,000	141,190,000	141,190,000	0	0	0
3 利子割交付金	5 特別とん譲与税	1,000,000	1,567,555	1,567,555	0	0	567,555
		17,000,000	18,207,000	18,207,000	0	0	1,207,000
4 配当割交付金	1 利子割交付金	17,000,000	18,207,000	18,207,000	0	0	1,207,000
		260,000,000	277,366,000	277,366,000	0	0	17,366,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 配当割交付金	260,000,000	277,366,000	277,366,000	0	0	17,366,000
		220,000,000	200,352,000	200,352,000	0	0	△19,648,000
6 法人事業税交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	220,000,000	200,352,000	200,352,000	0	0	△19,648,000
		730,000,000	778,508,000	778,508,000	0	0	48,508,000

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1 法人事業税交付金	730,000,000	778,508,000	778,508,000	0	0	48,508,000
7 地方消費税交付金		6,902,000,000	7,072,338,000	7,072,338,000	0	0	170,338,000
	1 地方消費税交付金	6,902,000,000	7,072,338,000	7,072,338,000	0	0	170,338,000
8 ゴルフ場利用税交付金		300,000,000	293,082,266	293,082,266	0	0	△6,917,734
	1 ゴルフ場利用税交付金	300,000,000	293,082,266	293,082,266	0	0	△6,917,734
9 自動車取得税交付金		1,000	1,867,073	1,867,073	0	0	1,866,073
	1 自動車取得税交付金	1,000	1,867,073	1,867,073	0	0	1,866,073
10 環境性能割交付金		140,000,000	140,486,000	140,486,000	0	0	486,000
	1 環境性能割交付金	140,000,000	140,486,000	140,486,000	0	0	486,000
11 国有提供施設等所在市町村助成金 交付金		44,011,000	44,011,000	44,011,000	0	0	0
	1 国有提供施設等所在市町村助成金 交付金	44,011,000	44,011,000	44,011,000	0	0	0
12 地方特例交付金		286,801,000	321,389,000	321,389,000	0	0	34,588,000
	1 地方特例交付金	286,801,000	286,801,000	286,801,000	0	0	0
	3 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	0	34,588,000	34,588,000	0	0	34,588,000
13 地方交付税		20,335,854,000	20,527,024,000	20,527,024,000	0	0	191,170,000
	1 地方交付税	20,335,854,000	20,527,024,000	20,527,024,000	0	0	191,170,000
14 交通安全対策特別交付金		34,000,000	31,720,000	31,720,000	0	0	△2,280,000
	1 交通安全対策特別交付金	34,000,000	31,720,000	31,720,000	0	0	△2,280,000
15 分担金及び負担金		635,144,500	594,218,347	586,605,743	574,710	7,037,894	△48,538,757
	1 分担金	62,186,500	45,122,584	45,122,584	0	0	△17,063,916

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2 負担金	572,958,000	549,095,763	541,483,159	574,710	7,037,894	△31,474,841
16 使用料及び手数料		1,873,589,000	2,173,165,800	1,816,055,970	0	357,109,830	△57,533,030
	1 使用料	1,673,333,000	1,973,783,368	1,616,673,538	0	357,109,830	△56,659,462
	2 手数料	200,256,000	199,382,432	199,382,432	0	0	△873,568
17 国庫支出金		24,697,499,500	22,886,592,672	22,886,592,672	0	0	△1,810,906,828
	1 国庫負担金	15,248,474,000	14,698,120,262	14,698,120,262	0	0	△550,353,738
	2 国庫補助金	9,444,230,500	8,184,618,549	8,184,618,549	0	0	△1,259,611,951
	3 委託金	4,795,000	3,853,861	3,853,861	0	0	△941,139
18 県支出金		8,438,618,000	8,188,379,921	8,188,379,921	0	0	△250,238,079
	1 県負担金	5,404,804,000	5,305,902,313	5,305,902,313	0	0	△98,901,687
	2 県補助金	2,436,556,000	2,290,015,511	2,290,015,511	0	0	△146,540,489
	3 委託金	597,258,000	592,462,097	592,462,097	0	0	△4,795,903
19 財産収入		423,575,000	436,952,216	436,641,667	0	310,549	13,066,667
	1 財産運用収入	145,688,000	146,419,306	146,108,757	0	310,549	420,757
	2 財産売払収入	277,887,000	290,532,910	290,532,910	0	0	12,645,910
20 寄附金		220,576,000	238,340,003	238,340,003	0	0	17,764,003
	1 寄附金	220,576,000	238,340,003	238,340,003	0	0	17,764,003
21 繰入金		4,244,165,000	1,573,377,626	1,573,377,626	0	0	△2,670,787,374
	1 他会計繰入金	53,983,000	53,982,093	53,982,093	0	0	△907
	2 基金繰入金	4,190,182,000	1,519,395,533	1,519,395,533	0	0	△2,670,786,467

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
22 繰 越 金		3,118,361,860	3,118,362,039	3,118,362,039	0	0	179
	1 繰 越 金	3,118,361,860	3,118,362,039	3,118,362,039	0	0	179
23 諸 収 入		876,691,000	1,232,839,601	921,179,249	7,071,064	304,589,288	44,488,249
	1 延滞金、加算金及び過料	50,001,000	54,015,981	54,015,981	0	0	4,014,981
	2 市預金利子	473,000	515,960	515,960	0	0	42,960
	3 貸付金元利収入	65,345,000	106,427,008	65,362,525	0	41,064,483	17,525
	4 受託事業収入	1,863,000	2,108,670	2,108,670	0	0	245,670
	5 雜 入	759,009,000	1,069,771,982	799,176,113	7,071,064	263,524,805	40,167,113
24 市 債		6,407,700,000	5,156,300,000	5,156,300,000	0	0	△1,251,400,000
	1 市 債	6,407,700,000	5,156,300,000	5,156,300,000	0	0	△1,251,400,000
歳入合計		122,753,899,860	119,396,732,737	117,703,019,445	97,714,695	1,595,998,597	△5,050,880,415

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 議 会 費		558,874,000	545,032,238	0	13,841,762	13,841,762
	1 議 会 費	558,874,000	545,032,238	0	13,841,762	13,841,762
2 総 務 費		14,069,251,000	13,669,753,922	1,642,300	397,854,778	399,497,078
	1 総 務 管 理 費	11,804,510,000	11,481,190,172	1,642,300	321,677,528	323,319,828
	2 徴 税 費	1,337,742,000	1,272,473,621	0	65,268,379	65,268,379
	3 戸籍住民基本台帳費	642,211,000	638,803,870	0	3,407,130	3,407,130
	4 選 挙 費	182,921,000	175,917,013	0	7,003,987	7,003,987
	5 統 計 調 査 費	19,631,000	19,345,432	0	285,568	285,568
	6 監 査 委 員 費	82,236,000	82,023,814	0	212,186	212,186
3 民 生 費		47,736,982,000	46,321,411,063	243,484,000	1,172,086,937	1,415,570,937
	1 社 会 福 祉 費	26,182,327,000	25,591,403,571	3,767,000	587,156,429	590,923,429
	2 児 童 福 祉 費	15,982,393,000	15,443,168,952	239,717,000	299,507,048	539,224,048
	3 生 活 保 護 費	5,562,162,000	5,286,563,540	0	275,598,460	275,598,460
	4 災 害 救 助 費	10,100,000	275,000	0	9,825,000	9,825,000
4 衛 生 費		13,324,493,000	11,981,036,515	462,353,373	881,103,112	1,343,456,485
	1 保 健 衛 生 費	5,690,592,000	4,690,561,293	397,253,373	602,777,334	1,000,030,707
	2 施 場 費	309,273,000	305,780,711	0	3,492,289	3,492,289
	3 環 境 費	388,896,000	383,771,433	0	5,124,567	5,124,567
	4 清 掃 費	5,699,919,000	5,611,511,370	0	88,407,630	88,407,630
	5 産 業 廃 物 处 理 費	19,129,000	18,781,556	0	347,444	347,444

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	7 上 水 道 費	774,382,000	551,982,000	65,100,000	157,300,000	222,400,000
	8 生 活 排 水 处 理 費	442,302,000	418,648,152	0	23,653,848	23,653,848
5 労 働 費		55,709,000	51,991,462	0	3,717,538	3,717,538
	1 労 働 諸 費	55,709,000	51,991,462	0	3,717,538	3,717,538
6 農 林 水 産 業 費		2,730,585,020	2,461,815,211	195,557,668	73,212,141	268,769,809
	1 農 業 費	1,807,819,020	1,575,777,676	188,511,668	43,529,676	232,041,344
	2 林 業 費	419,355,000	393,989,144	7,046,000	18,319,856	25,365,856
	3 水 産 業 費	58,801,000	55,264,391	0	3,536,609	3,536,609
	4 農 業 集 落 排 水 費	444,610,000	436,784,000	0	7,826,000	7,826,000
7 商 工 費		2,302,863,590	2,254,098,691	0	48,764,899	48,764,899
	1 商 工 費	2,302,863,590	2,254,098,691	0	48,764,899	48,764,899
8 土 木 費		15,526,053,250	13,791,955,841	1,390,810,347	343,287,062	1,734,097,409
	1 土 木 管 理 費	277,870,000	270,124,015	0	7,745,985	7,745,985
	2 道 路 橋 り よ う 費	5,915,705,165	4,557,359,418	1,157,788,888	200,556,859	1,358,345,747
	3 河 川 費	561,002,600	518,700,338	2,119,400	40,182,862	42,302,262
	4 港 湾 費	130,852,000	110,760,739	19,326,600	764,661	20,091,261
	5 都 市 計 画 費	8,228,660,485	7,936,823,349	206,225,459	85,611,677	291,837,136
	6 住 宅 費	411,963,000	398,187,982	5,350,000	8,425,018	13,775,018
9 消 防 費		4,098,123,000	4,025,565,906	1,000	72,556,094	72,557,094
	1 消 防 費	4,098,123,000	4,025,565,906	1,000	72,556,094	72,557,094

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
10 教育費		10,512,915,000	9,967,123,874	237,572,000	308,219,126	545,791,126
	1 教育総務費	2,256,816,000	2,201,727,433	15,451,000	39,637,567	55,088,567
	2 小学校費	2,350,489,000	2,273,936,156	0	76,552,844	76,552,844
	3 中学校費	1,656,863,000	1,325,877,483	222,121,000	108,864,517	330,985,517
	4 幼稚園費	1,148,422,000	1,124,044,875	0	24,377,125	24,377,125
	5 社会教育費	2,321,999,000	2,276,734,442	0	45,264,558	45,264,558
	6 短期大学費	778,326,000	764,803,485	0	13,522,515	13,522,515
11 災害復旧費		65,281,000	8,701,600	53,035,000	3,544,400	56,579,400
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,039,000	1,039,000	0	0	0
	2 公共土木施設災害復旧費	64,242,000	7,662,600	53,035,000	3,544,400	56,579,400
12 公債費		11,653,320,000	11,653,304,288	0	15,712	15,712
	1 公債費	11,653,320,000	11,653,304,288	0	15,712	15,712
13 諸支出金		22,100,000	0	0	22,100,000	22,100,000
	1 災害援護資金貸付金	22,100,000	0	0	22,100,000	22,100,000
14 予備費		97,350,000	0	0	97,350,000	97,350,000
	1 予備費	97,350,000	0	0	97,350,000	97,350,000
歳出合計		122,753,899,860	116,731,790,611	2,584,455,688	3,437,653,561	6,022,109,249

歳入歳出差引残額

971,228,834円

令和4年度津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

事業勘定

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険料		5,232,903,000	6,483,249,116	5,246,166,625	129,883,251	1,107,199,240	13,263,625
	1 国民健康保険料	5,232,903,000	6,483,249,116	5,246,166,625	129,883,251	1,107,199,240	13,263,625
2 国民健康保険税		336,000	2,450,064	595,229	26,080	1,828,755	259,229
	1 国民健康保険税	336,000	2,450,064	595,229	26,080	1,828,755	259,229
3一部負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1一部負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 使用料及び手数料		2,196,000	2,245,885	2,245,885	0	0	49,885
	1手数料	2,196,000	2,245,885	2,245,885	0	0	49,885
5国庫支出金		86,000	86,000	86,000	0	0	0
	2国庫補助金	86,000	86,000	86,000	0	0	0
8県支出金		19,694,043,000	18,572,566,445	18,572,566,445	0	0	△1,121,476,555
	2県補助金	19,694,043,000	18,572,566,445	18,572,566,445	0	0	△1,121,476,555
10財産収入		33,000	32,436	32,436	0	0	△564
	1財産運用収入	33,000	32,436	32,436	0	0	△564
11繰入金		1,926,822,000	1,902,471,000	1,902,471,000	0	0	△24,351,000
	1繰入金	1,926,822,000	1,902,471,000	1,902,471,000	0	0	△24,351,000
12繰越金		51,565,000	51,564,518	51,564,518	0	0	△482
	1繰越金	51,565,000	51,564,518	51,564,518	0	0	△482
13諸収入		57,611,000	66,113,973	55,483,262	414,449	10,216,262	△2,127,738
	1延滞金、加算金及び過料	34,989,000	36,089,034	36,089,034	0	0	1,100,034

歳入

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	3 雜 入	22,622,000	30,024,939	19,394,228	414,449	10,216,262	△3,227,772
歳 入 合 計		26,965,596,000	27,080,779,437	25,831,211,400	130,323,780	1,119,244,257	△1,134,384,600

直営診療施設勘定

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 診療収入		31,684,000	31,116,788	31,116,788	0	0	△567,212
	1 外来収入	28,270,000	25,419,579	25,419,579	0	0	△2,850,421
	2 その他の診療収入	3,414,000	5,697,209	5,697,209	0	0	2,283,209
2 使用料及び手数料		290,000	268,370	268,370	0	0	△21,630
	1 使用料	53,000	57,720	57,720	0	0	4,720
	2 手数料	237,000	210,650	210,650	0	0	△26,350
3 繰入金		28,892,000	23,762,000	23,762,000	0	0	△5,130,000
	1 事業勘定繰入金	28,892,000	23,762,000	23,762,000	0	0	△5,130,000
4 繰越金		1,000	715	715	0	0	△285
	1 繰越金	1,000	715	715	0	0	△285
5 諸収入		322,000	24,300	24,300	0	0	△297,700
	2 雜入	322,000	24,300	24,300	0	0	△297,700
歳入合計		61,189,000	55,172,173	55,172,173	0	0	△6,016,827

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		375,525,000	364,582,965	0	10,942,035	10,942,035
	1 総務管理費	273,925,000	269,529,884	0	4,395,116	4,395,116
	2 徴 収 費	99,755,000	93,602,450	0	6,152,550	6,152,550
	3 連 営 協 議 会 費	458,000	216,879	0	241,121	241,121
	4 趣 旨 普 及 費	1,387,000	1,233,752	0	153,248	153,248
2 保険給付費		19,334,488,000	18,080,140,179	0	1,254,347,821	1,254,347,821
	1 療 養 諸 費	16,714,884,000	15,684,312,309	0	1,030,571,691	1,030,571,691
	2 高 額 療 養 費	2,536,317,000	2,329,491,974	0	206,825,026	206,825,026
	3 移 送 費	261,000	0	0	261,000	261,000
	4 出 産 育 児 諸 費	57,851,000	44,788,316	0	13,062,684	13,062,684
	5 葬 祭 諸 費	18,800,000	17,450,000	0	1,350,000	1,350,000
	6 傷 病 手 当 金	6,375,000	4,097,580	0	2,277,420	2,277,420
3 国民健康保険事業費納付金		6,340,989,000	6,340,987,395	0	1,605	1,605
	1 医 療 給 付 費 分	4,339,537,000	4,339,536,823	0	177	177
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,558,354,000	1,558,353,203	0	797	797
	3 介 護 納 付 金 分	443,098,000	443,097,369	0	631	631
7 共同事業拠出金		20,000	518	0	19,482	19,482
	1 共同事業拠出金	20,000	518	0	19,482	19,482
8 保健事業費		279,487,000	245,064,202	0	34,422,798	34,422,798
	1 特定健康診査等事業費	228,079,000	197,776,686	0	30,302,314	30,302,314

歲出

(単位: 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	2 保 健 事 業 費	51,408,000	47,287,516	0	4,120,484	4,120,484
9 基 金 積 立 金		478,683,000	478,683,000	0	0	0
	1 基 金 積 立 金	478,683,000	478,683,000	0	0	0
11 諸 支 出 金		156,404,000	141,253,648	0	15,150,352	15,150,352
	1 債 還 金 及 び 還 付 加 算 金	127,496,000	117,476,555	0	10,019,445	10,019,445
	2 繰 出 金	28,908,000	23,777,093	0	5,130,907	5,130,907
歳 出 合 計		26,965,596,000	25,650,711,907	0	1,314,884,093	1,314,884,093

歲入歲出差引殘額

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		42,779,000	41,327,781	0	1,451,219	1,451,219
	1 施設管理費	42,779,000	41,327,781	0	1,451,219	1,451,219
2 医業費		17,186,000	12,620,128	0	4,565,872	4,565,872
	1 医業費	17,186,000	12,620,128	0	4,565,872	4,565,872
3 公債費		1,224,000	1,223,384	0	616	616
	1 公債費	1,224,000	1,223,384	0	616	616
歳出合計		61,189,000	55,171,293	0	6,017,707	6,017,707

歳入歳出差引残額

880円

事業勘定

歳入歳出差引残額

180,499,493円

直営診療施設勘定

歳入歳出差引残額

880円

令和4年度津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		6,142,738,000	6,228,326,683	6,171,858,008	11,763,022	44,705,653	29,120,008
	1介護保険料	6,142,738,000	6,228,326,683	6,171,858,008	11,763,022	44,705,653	29,120,008
2 使用料及び手数料		500,000	436,470	436,470	0	0	△63,530
	1手数料	500,000	436,470	436,470	0	0	△63,530
3 国庫支出金		6,987,780,000	7,361,299,386	7,361,299,386	0	0	373,519,386
	1国庫負担金	5,083,819,000	5,251,808,961	5,251,808,961	0	0	167,989,961
	2国庫補助金	1,903,961,000	2,109,490,425	2,109,490,425	0	0	205,529,425
4 支払基金交付金		7,627,805,000	7,545,990,103	7,545,990,103	0	0	△81,814,897
	1支払基金交付金	7,627,805,000	7,545,990,103	7,545,990,103	0	0	△81,814,897
5 県支出金		4,147,557,000	4,379,508,187	4,379,508,187	0	0	231,951,187
	1県負担金	3,945,594,000	4,177,544,000	4,177,544,000	0	0	231,950,000
	2県補助金	201,963,000	201,964,187	201,964,187	0	0	1,187
6 財産収入		58,000	57,541	57,541	0	0	△459
	1財産運用収入	58,000	57,541	57,541	0	0	△459
7 繰入金		4,431,695,000	4,383,154,000	4,383,154,000	0	0	△48,541,000
	1一般会計繰入金	4,431,695,000	4,383,154,000	4,383,154,000	0	0	△48,541,000
	2基金繰入金	0	0	0	0	0	0
8 繰越金		679,742,000	679,742,005	679,742,005	0	0	5
	1繰越金	679,742,000	679,742,005	679,742,005	0	0	5
9 諸収入		11,201,000	13,563,098	12,081,419	0	1,481,679	880,419

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2 雜入	10,001,000	12,517,464	11,035,785	0	1,481,679	1,034,785
	3 延滞金、加算金及び過料	1,200,000	1,045,634	1,045,634	0	0	△154,366
歳入合計		30,029,076,000	30,592,077,473	30,534,127,119	11,763,022	46,187,332	505,051,119

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		389,368,000	377,671,902	0	11,696,098	11,696,098
	1 総務管理費	151,035,000	150,293,996	0	741,004	741,004
	2 徴 収 費	28,847,000	27,386,519	0	1,460,481	1,460,481
	3 介護認定調査費等費	129,707,000	125,422,566	0	4,284,434	4,284,434
	4 介護認定審査会費	75,912,000	71,193,434	0	4,718,566	4,718,566
	5 趣旨普及費	907,000	894,322	0	12,678	12,678
	6 計画策定等関係費	2,960,000	2,481,065	0	478,935	478,935
2 保険給付費		27,792,815,000	27,510,753,858	0	282,061,142	282,061,142
	1 介護及び予防給付費	27,108,480,343	26,843,408,428	0	265,071,915	265,071,915
	2 特定入所者介護サービス等費	662,083,000	645,093,773	0	16,989,227	16,989,227
	3 そ の 他 諸 費	22,251,657	22,251,657	0	0	0
3 地域支援事業費		1,283,924,000	1,269,117,177	0	14,806,823	14,806,823
	1 一般介護予防事業費	89,319,000	88,602,719	0	716,281	716,281
	2 包括的支援事業・任意事業費	614,425,000	611,206,989	0	3,218,011	3,218,011
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	578,216,000	567,508,342	0	10,707,658	10,707,658
	4 そ の 他 諸 費	1,964,000	1,799,127	0	164,873	164,873
4 基金積立金		190,272,000	190,271,541	0	459	459
	1 基金積立金	190,272,000	190,271,541	0	459	459
6 諸支出金		336,297,000	331,594,718	0	4,702,282	4,702,282
	1 債還金及び還付加算金	329,079,000	324,376,718	0	4,702,282	4,702,282

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	2繰 出 金	7,218,000	7,218,000	0	0	0
7保健福祉事業費		36,400,000	33,770,803	0	2,629,197	2,629,197
	1保健福祉事業費	36,400,000	33,770,803	0	2,629,197	2,629,197
歳 出 合 計		30,029,076,000	29,713,179,999	0	315,896,001	315,896,001

歳入歳出差引残額

820,947,120円

令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1後期高齢者医療保険料		3,256,197,000	3,286,749,529	3,268,580,546	1,264,559	16,904,424	12,383,546
	1後期高齢者医療保険料	3,256,197,000	3,286,749,529	3,268,580,546	1,264,559	16,904,424	12,383,546
2使用料及び手数料		340,000	339,594	339,594	0	0	△406
	1手数料	340,000	339,594	339,594	0	0	△406
3繰入金		3,674,473,000	3,668,286,000	3,668,286,000	0	0	△6,187,000
	1一般会計繰入金	3,674,473,000	3,668,286,000	3,668,286,000	0	0	△6,187,000
4繰越金		34,158,000	34,157,694	34,157,694	0	0	△306
	1繰越金	34,158,000	34,157,694	34,157,694	0	0	△306
5諸収入		226,122,000	227,495,225	227,495,225	0	0	1,373,225
	1延滞金、加算金及び過料	500,000	522,240	522,240	0	0	22,240
	3雑入	219,622,000	222,034,673	222,034,673	0	0	2,412,673
	4償還金及び還付加算金	6,000,000	4,938,312	4,938,312	0	0	△1,061,688
歳入合計		7,191,290,000	7,217,028,042	7,198,859,059	1,264,559	16,904,424	7,569,059

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		89,766,000	86,065,735	0	3,700,265	3,700,265
	1 総務管理費	70,444,000	68,007,124	0	2,436,876	2,436,876
	2 徴収費	19,322,000	18,058,611	0	1,263,389	1,263,389
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,095,464,000	7,071,133,811	0	24,330,189	24,330,189
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,095,464,000	7,071,133,811	0	24,330,189	24,330,189
3 諸支出金		6,060,000	4,940,812	0	1,119,188	1,119,188
	1 債還金及び還付加算金	6,060,000	4,940,812	0	1,119,188	1,119,188
歳出合計		7,191,290,000	7,162,140,358	0	29,149,642	29,149,642

歳入歳出差引残額

36,718,701円

令和 4 年度津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1分担金及び負担金		6,668,000	6,668,000	6,668,000	0	0	0
	1分担金	6,668,000	6,668,000	6,668,000	0	0	0
2使用料及び手数料		103,792,000	104,332,351	103,770,786	18,473	543,092	△21,214
	1使用料	103,792,000	104,332,351	103,770,786	18,473	543,092	△21,214
3国庫支出金		13,496,000	13,313,000	13,313,000	0	0	△183,000
	1国庫補助金	13,496,000	13,313,000	13,313,000	0	0	△183,000
4県支出行		5,016,000	4,891,000	4,891,000	0	0	△125,000
	1県補助金	5,016,000	4,891,000	4,891,000	0	0	△125,000
5財産収入		2,000	1,436	1,436	0	0	△564
	1財産運用収入	2,000	1,436	1,436	0	0	△564
6繰入金		317,711,000	308,989,000	308,989,000	0	0	△8,722,000
	1一般会計繰入金	313,197,000	304,475,000	304,475,000	0	0	△8,722,000
	2基金繰入金	4,514,000	4,514,000	4,514,000	0	0	0
7繰越金		1,000	751	751	0	0	△249
	1繰越金	1,000	751	751	0	0	△249
8市債		24,300,000	23,300,000	23,300,000	0	0	△1,000,000
	1市債	24,300,000	23,300,000	23,300,000	0	0	△1,000,000
9諸収入		199,000	199,349	199,349	0	0	349
	1雑入	199,000	199,349	199,349	0	0	349
歳入合計		471,185,000	461,694,887	461,133,322	18,473	543,092	△10,051,678

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		25,382,000	24,175,785	0	1,206,215	1,206,215
	1 総務管理費	25,382,000	24,175,785	0	1,206,215	1,206,215
2 事業費		416,390,000	407,630,850	0	8,759,150	8,759,150
	1 市営浄化槽事業費	416,390,000	407,630,850	0	8,759,150	8,759,150
3 基金積立金		4,499,000	4,413,436	0	85,564	85,564
	1 基金積立金	4,499,000	4,413,436	0	85,564	85,564
4 公債費		24,914,000	24,913,116	0	884	884
	1 公債費	24,914,000	24,913,116	0	884	884
歳出合計		471,185,000	461,133,187	0	10,051,813	10,051,813

歳入歳出差引残額

135円

令和4年度津市共同汚水処理施設事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		120,455,000	124,547,532	123,067,533	17,090	1,462,909	2,612,533
	1 使用料	120,455,000	124,547,532	123,067,533	17,090	1,462,909	2,612,533
2 繰入金		41,455,000	32,103,000	32,103,000	0	0	△9,352,000
	1 一般会計繰入金	41,455,000	32,103,000	32,103,000	0	0	△9,352,000
3 財産収入		22,000	25,551	25,551	0	0	3,551
	1 財産運用収入	22,000	25,551	25,551	0	0	3,551
4 繰越金		1,000	497	497	0	0	△503
	1 繰越金	1,000	497	497	0	0	△503
6 市債		4,200,000	4,200,000	4,200,000	0	0	0
	1 市債	4,200,000	4,200,000	4,200,000	0	0	0
歳入合計		166,133,000	160,876,580	159,396,581	17,090	1,462,909	△6,736,419

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		27,440,000	25,887,619	0	1,552,381	1,552,381
	1 総務管理費	27,440,000	25,887,619	0	1,552,381	1,552,381
2 事業費		138,693,000	133,508,753	0	5,184,247	5,184,247
	1 共同汚水処理施設事業費	138,693,000	133,508,753	0	5,184,247	5,184,247
歳出合計		166,133,000	159,396,372	0	6,736,628	6,736,628

歳入歳出差引残額

209円

令和4年度津市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1分担金及び負担金		8,870,000	8,870,000	8,870,000	0	0	0
	1分担金	8,870,000	8,870,000	8,870,000	0	0	0
2使用料及び手数料		127,709,000	131,781,787	128,699,728	240,048	2,842,011	990,728
	1使用料	127,709,000	131,781,787	128,699,728	240,048	2,842,011	990,728
3財産収入		12,000	12,097	12,097	0	0	97
	1財産運用収入	12,000	12,097	12,097	0	0	97
4繰入金		444,610,000	436,784,000	436,784,000	0	0	△7,826,000
	1繰入金	444,610,000	436,784,000	436,784,000	0	0	△7,826,000
5繰越金		1,000	100	100	0	0	△900
	1繰越金	1,000	100	100	0	0	△900
6諸収入		0	1,500	1,500	0	0	1,500
	1雜入	0	1,500	1,500	0	0	1,500
8市債		12,400,000	12,400,000	12,400,000	0	0	0
	1市債	12,400,000	12,400,000	12,400,000	0	0	0
歳入合計		593,602,000	589,849,484	586,767,425	240,048	2,842,011	△6,834,575

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		32,276,000	30,902,376	0	1,373,624	1,373,624
	1 総務管理費	32,276,000	30,902,376	0	1,373,624	1,373,624
2 事業費		263,289,000	257,828,209	0	5,460,791	5,460,791
	1 農業集落排水事業費	263,289,000	257,828,209	0	5,460,791	5,460,791
3 基金積立金		2,000	1,597	0	403	403
	1 基金積立金	2,000	1,597	0	403	403
4 公債費		298,035,000	298,034,352	0	648	648
	1 公債費	298,035,000	298,034,352	0	648	648
歳出合計		593,602,000	586,766,534	0	6,835,466	6,835,466

歳入歳出差引残額

891円

令和4年度津市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		1,000	1,500	1,500	0	0	500
	1 使用料	1,000	1,500	1,500	0	0	500
3 繰入金		188,847,000	187,212,000	187,212,000	0	0	△1,635,000
	1 繰入金	188,847,000	187,212,000	187,212,000	0	0	△1,635,000
4 繰越金		67,442,000	67,441,987	67,441,987	0	0	△13
	1 繰越金	67,442,000	67,441,987	67,441,987	0	0	△13
5 諸収入		0	9,154	9,154	0	0	9,154
	1 雜入	0	9,154	9,154	0	0	9,154
歳入合計		256,290,000	254,664,641	254,664,641	0	0	△1,625,359

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 土地区画整理事業費		110,906,000	41,839,559	0	69,066,441	69,066,441
	1 事業費	110,906,000	41,839,559	0	69,066,441	69,066,441
2 公債費		145,384,000	145,383,286	0	714	714
	1 公債費	145,384,000	145,383,286	0	714	714
歳出合計		256,290,000	187,222,845	0	69,067,155	69,067,155

歳入歳出差引残額

67,441,796円

令和4年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 県 支 出 金		1,588,000	4,213,000	4,213,000	0	0	2,625,000
	1 県 补 助 金	1,588,000	4,213,000	4,213,000	0	0	2,625,000
4 繰 越 金		16,524,000	16,524,239	16,524,239	0	0	239
	1 繰 越 金	16,524,000	16,524,239	16,524,239	0	0	239
5 諸 収 入		36,678,000	400,066,236	41,077,434	50,265,041	308,723,761	4,399,434
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,640,000	398,893,645	39,904,843	50,265,041	308,723,761	4,264,843
	2 雜 入	1,038,000	1,172,591	1,172,591	0	0	134,591
歳 入 合 計		54,790,000	420,803,475	61,814,673	50,265,041	308,723,761	7,024,673

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		54,790,000	53,532,264	0	1,257,736	1,257,736
	1 総務管理費	54,790,000	53,532,264	0	1,257,736	1,257,736
歳出合計		54,790,000	53,532,264	0	1,257,736	1,257,736

歳入歳出差引残額

8,282,409円

令和4年度津市椋本財産区特別会計歳入歳出決算

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 財産収入		3,000	2,743	2,743	0	0	△257
	1 財産運用収入	3,000	2,743	2,743	0	0	△257
2 繰入金		494,000	401,000	401,000	0	0	△93,000
	1 基金繰入金	494,000	401,000	401,000	0	0	△93,000
3 繰越金		5,000	5,174	5,174	0	0	174
	1 繰越金	5,000	5,174	5,174	0	0	174
4 諸収入		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 雜入	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		503,000	408,917	408,917	0	0	△94,083

歳出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		500,000	401,002	0	98,998	98,998
	1 総務管理費	500,000	401,002	0	98,998	98,998
2 基金積立金		3,000	2,743	0	257	257
	1 基金積立金	3,000	2,743	0	257	257
歳出合計		503,000	403,745	0	99,255	99,255

歳入歳出差引残額

5,172円

令和4年度津市水道事業会計決算

1 令和4年度津

市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 水道事業収益	9,420,574,000	△535,265,000	0	8,885,309,000
第1項 営業収益	8,139,618,000	△528,514,000	0	7,611,104,000
第2項 営業外収益	1,275,315,000	△15,751,000	0	1,259,564,000
第3項 特別利益	5,641,000	9,000,000	0	14,641,000

単位 円

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
8,853,056,699	△32,252,301	
7,522,580,011	△88,523,989	(うち、仮受消費税及び地方消費税 657,686,601円)
1,302,822,106	43,258,106	(うち、仮受消費税及び地方消費税 14,959,930円)
27,654,582	13,013,582	(うち、仮受消費税及び地方消費税 1,040,780円)

支出

区分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定に よる支出額	小 計
第1款 水道事業費用	8,184,877,000	△295,555,000	0	0	0	7,889,322,000
第1項 営業費用	7,760,721,000	△297,393,000	0	0	0	7,463,328,000
第2項 営業外費用	415,724,000	1,838,000	0	0	0	417,562,000
第3項 特別損失	8,432,000	0	0	0	0	8,432,000

単位 円

額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	決算額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定に よる繰越額	合 計				
15,510,000	7,904,832,000	7,321,178,775	21,745,900	561,907,325	
15,510,000	7,478,838,000	6,971,130,437	21,745,900	485,961,663	(うち、仮払消費税及び地方消費税 392,986,335円)
0	417,562,000	345,600,231	0	71,961,769	(うち、仮払消費税及び地方消費税 54,545円) 消費税及び地方消費税納付額 74,242,100円
0	8,432,000	4,448,107	0	3,983,893	(うち、仮払消費税及び地方消費税 283,360円)

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	総 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額
第1款 資本的収入	3,424,426,000	△818,961,000	2,605,465,000	96,800,000	0
第1項 企 業 債	1,926,600,000	△391,000,000	1,535,600,000	0	0
第2項 出 資 金	560,100,000	△134,200,000	425,900,000	0	0
第3項 補 助 金	617,820,000	△117,861,000	499,959,000	96,800,000	0
第4項 負 担 金	319,906,000	△175,900,000	144,006,000	0	0

単位 円

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
2,702,265,000	1,918,741,047	△783,523,953		
1,535,600,000	1,067,500,000	△468,100,000		
425,900,000	203,500,000	△222,400,000		
596,759,000	502,379,000	△94,380,000		
144,006,000	145,362,047	1,356,047		

支 出

区分	予 算 額				
	当初予算額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額
第1款 資本的支出	6,092,959,000	△724,502,000	0	5,368,457,000	743,351,000
第1項 建設改良費	4,832,016,000	△724,502,000	0	4,107,514,000	743,351,000
第2項 企業債償還金	1,160,936,000	0	0	1,160,936,000	0
第3項 投 資	100,007,000	0	0	100,007,000	0

単位 円

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	総 費 通 次 繰 越 額	合 計		
6,111,808,000	4,580,038,939	996,383,900	0	996,383,900	535,385,161	
4,850,865,000	3,319,104,164	996,383,900	0	996,383,900	535,376,936	(うち、仮払消費税及び地方消費税 239,828,737円)
1,160,936,000	1,160,934,261	0	0	0	1,739	
100,007,000	100,000,514	0	0	0	6,486	

資本的収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 69,700,000円を除いた額）が資 231,783,337円及び過年度分損益勘定留保資金 2,499,214,555円で補てんした。

なお、たな卸資産購入限度額の執行額は 69,961,892円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費

本的支出額に不足する額 2,730,997,892円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額

税は 6,360,172円である。

2 令和4年度津市水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益				
(1) 給水収益	6,570,050,065			
(2) 受託工事収益	258,365,031			
(3) その他の営業収益	<u>36,478,314</u>	6,864,893,410		
2 営業費用				
(1) 原水及び浄水費	2,968,887,278			
(2) 配水及び給水費	739,199,836			
(3) 受託業務費	236,500,162			
(4) 受業総額	360,648,385			
(5) 減価償却耗費	389,229,944			
(6) 減産資本費	1,864,728,331			
(7) その他の営業利益	18,551,147			
(8) 営業収益	<u>399,019</u>	<u>6,578,144,102</u>		
3 営業外収益		286,749,308		
(1) 受取利息及び配当金	3,017,031			
(2) 他会計補助	140,023,000			
(3) 雑収益	252,508,767			
(4) 新規給水加入金	139,339,000			
(5) 長期前受金戻入	<u>752,974,378</u>	1,287,862,176		
4 営業外費用				
(1) 支払利息及び金業債取扱諸費	212,311,616			
(2) 雑支益	<u>92,344,550</u>	<u>304,656,166</u>		
5 特別利益		983,206,010		
(1) 過年度損益修正益	17,148,228			
(2) その他の特別利益	<u>9,465,574</u>	26,613,802		
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損益	<u>2,834,705</u>	<u>23,779,097</u>		
当年度純利益		1,293,734,415		
前年度繰越利益		0		
その他未処分利益		0		
金額				
当年度未処分利益		<u>1,293,734,415</u>		

3 令和4年度津市水道事業剩余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

資本金	剰					
	資本			剰		
	工事負担金	受贈財産額	国県補助金	他補助金	会員金	計
前年度末残高	20,579,705,973	61,598,203	108,116,478	444,832,106	78,886,281	
前年度処分額	65,392,011	0	0	0	0	
条例による処分額	65,392,011	0	0	0	0	
資本金への組入	65,392,011	0	0	0	0	
処分後残高	20,645,097,984	61,598,203	108,116,478	444,832,106	78,886,281	
当年度変動額	203,500,000	0	42,388,600	0	8,826,794	
一般会計出資金の受入れ	203,500,000	0	0	0	0	
資本剰余金の受入れ	0	0	42,388,600	0	8,826,794	
当年度純利益	0	0	0	0	0	
当年度末残高	20,848,597,984	61,598,203	150,505,078	444,832,106	87,713,075	

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

4 令和4年度津市水道事業剰余金処分計算書

単位 円

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	20,848,597,984	840,296,169	1,293,734,415
条例による処分額	752,974,378	0	△ 1,293,734,415
資本金への組入	752,974,378	0	△ 752,974,378
減債積立金の積立	0	0	△ 540,760,037
処分後残高	21,601,572,362	840,296,169	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

余 金	単位 円				
	資本合計	余 金			
		余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	未処分利益剰余金	利益剰余金	剰余金合計
95,647,707	789,080,775	0	65,392,011	65,392,011	854,472,786
0	0	0	△65,392,011	△65,392,011	△65,392,011
0	0	0	△65,392,011	△65,392,011	△65,392,011
0	0	0	△65,392,011	△65,392,011	△65,392,011
95,647,707	789,080,775	0	(繰越利益剰余金) 0	0	789,080,775
0	51,215,394	0	1,293,734,415	1,293,734,415	1,344,949,809
0	0	0	0	0	203,500,000
0	51,215,394	0	0	0	51,215,394
0	0	0	1,293,734,415	1,293,734,415	1,293,734,415
95,647,707	840,296,169	0	(當年度処分利益剰余金) 0	1,293,734,415	2,134,030,584
			1,293,734,415	1,293,734,415	22,982,628,568

5 令和4年度津市水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

単位 円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

2,055,355,090
4,386,284

イ 土 建
ロ ハ
木 物
地 物
減 価 債 却 累 計 物
構 築 物
減 価 債 却 累 計 物
機 械 及 び 装 置
減 価 債 却 累 計 物
車 両 運 搬 具
減 価 債 却 累 計 物
工 具、器 具 及 び 備 品
減 価 債 却 累 計 物
建 設 仮 計 額
有 形 固 定 資 産 合 計

3,170,609,356
75,392,972,445
△1,761,956,593
△39,414,142,724
14,056,157,190
△9,945,924,836
48,378,680
△41,658,103
208,807,330
△178,499,713
30,307,617
4,815,872,184

1,408,652,763
35,978,829,721
4,110,232,354
6,720,577
48,410,356,590

ト チ
チ
無 形 固 定 資 産
形 利 用 用
中 勢 水 道 利 用
戶 舍 設 施
電 話 加 権
無 形 固 定 資 産 合 計

66,885,297
68,880,005
166,447,646
901,396
500,000,000
6,954,956
506,954,956

イ 土 建
ロ ハ
木 物
地 物
減 価 債 却 累 計 物
構 築 物
減 価 債 却 累 計 物
機 械 及 び 装 置
減 価 債 却 累 計 物
車 両 運 搬 具
減 価 債 却 累 計 物
工 具、器 具 及 び 備 品
減 価 債 却 累 計 物
建 設 仮 計 額
有 形 固 定 資 産 合 計

66,885,297
68,880,005
166,447,646
901,396
500,000,000
6,954,956
506,954,956

(2) 投資その他の資産

500,000,000
6,954,956
506,954,956

(3) 投資その他の資産

500,000,000
6,954,956
506,954,956

(4) 固定資産合計

49,220,425,890
3,218,283,880
1,486,347,570
△ 27,895,727
1,458,451,843
111,736,994
2,241,000
136,440,941
700,000
4,927,854,658
54,148,280,548

(5) 流動資産

(6) 流動資産合計

(1) 現 金 預 金
金 金
(2) 未 貸 倒 引 当 金
收 金 合 計
(3) 未 貯 品 用 金
藏 費
(4) 前 払 金
(5) そ の 他 流 動 資 產
流 動 資 產 合 計
(6) 流 動 資 產 合 計

注記

I. 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 債却原価法（定額法）

2 たな卸資産（貯蔵品）の評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物 10年～65年

構築物 10年～60年

機械及び装置 8年～30年

車両運搬具 2年～7年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

中勢水道利用権 10年～55年

庁舎利用権 50年

施設利用権 15年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表等関連

1

企業債の償還に係る他会計の負担
貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、地方公営企業繰出金通知第1-7等に基づき、1,788,623,622円である。

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金 50,895,000円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金 9,640,000円を取り崩した。

(3) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、不納欠損処理を行ったため貸倒引当金 13,864,358円を取り崩した。

(4) 退職給付引当金の取崩し

令和4年度において、退職手当として退職給付引当金 1,589,965円を取り崩した。

III. リース契約により使用する固定資産

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	7,752,880円
1年超	5,515,240円
計	13,268,120円

2 オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	3,241,600円
1年超	1,724,200円
計	4,965,800円

3 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

令和4年度津市工業用水道事業会計決算

1 令和4年度津市工業

用水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額		
第1款 工業用水道事業収益	23,780,000	0	0		23,780,000
第1項 営業収益	23,760,000	0	0		23,760,000
第2項 営業外収益	20,000	0	0		20,000

単位 円

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
23,763,698	△16,302		
23,760,000	0	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,160,000円)	
3,698	△16,302		

支出

区分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計
第1款 工業用水道事業費用	20,800,000	2,091,000	0	0	0	22,891,000
第1項 営業費用	19,800,000	2,091,000	0	0	0	21,891,000
第2項 営業外費用	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

単位 円

類	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
0	22,891,000	19,033,603	0	3,857,397	
0	21,891,000	18,385,703	0	3,505,297	(うち、仮払消費税及び地方消費税 462,185円)
0	1,000,000	647,900	0	352,100	消費税及び地方消費税納付額 647,900円

(2) 資本的収入及び支出

支 出

区 分	予 算 額					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 増 減 用 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 緑 越 額	緑 越 額
第1款 資本的支出	500,000	△500,000	0	0	0	0
第1項 建設改良費	500,000	△500,000	0	0	0	0

単位 円

合 計	決 算 額	翌 年 度 緑 越 額			不 用 額	備 考
		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 緑 越 額	緑 越 額	合 計		
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0

2 令和4年度津市工業用水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益		
(1) 給水費用	21,600,000	21,600,000
2 営業外収益		
(1) 原水及び浄水費用	2,200,612	
(2) 配水及び給水費用	472,630	
(3) 総額	12,540,629	
(4) 減価償却	<u>1,659,832</u>	
3 営業外収益		4,726,297
(1) 受取利息及び配当金	3,698	
(2) 雑収	<u>100</u>	<u>3,798</u>
総額		<u>3,798</u>
当年度純利益		<u>4,730,095</u>
前年度繰越利益剰余金		0
その他未処分利益剰余金変動額		0
当年度未処分利益剰余金		<u>4,730,095</u>

3 令和4年度津市工業用水道事業剩余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

資本金	剩		資本合計	
	資本剩余金			
	工事負担金	資本剩余金合計		
前年度末残高	133,554,237	0	0	
前年度処分額	0	0	0	
利益積立金の積立	0	0	0	
処分後残高	133,554,237	0	0	
当年度変動額	0	0	0	
当年度純利益	0	0	0	
当年度末残高	133,554,237	0	0	

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

単位 円

余 金				資本合計	
利 益 剰 余 金					
利 益 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	未 处 分 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
42,680,512	40,008,246	3,816,420	86,505,178	86,505,178	
3,816,420	0	△3,816,420	0	0	
3,816,420	0	△3,816,420	0	0	
46,496,932	40,008,246	(繰越利益剰余金) 0	86,505,178	86,505,178	
0	0	4,730,095	4,730,095	4,730,095	
0	0	4,730,095	4,730,095	4,730,095	
46,496,932	40,008,246	(当年度末処分利益剰余金) 4,730,095	91,235,273	91,235,273	
				224,789,510	

4 令和4年度津市工業用水道事業剩余金処分計算書

単位 円

	資本金	資本剩余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	133,554,237	0	4,730,095
条例による処分額	0	0	△ 4,730,095
建設改良積立金の積立	0	0	△ 4,730,095
処分後残高	133,554,237	0	(繰越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少を示している。

5 令和4年度津市工業用水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部		単位 円
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地	7,999,210	1,650,000
ロ 建物	<u>△7,239,313</u>	759,897
ハ 構築物	98,936,483	
減価償却累計額	<u>△69,164,383</u>	
二 機械及び装置	78,096,020	29,772,100
減価償却累計額	<u>△74,049,469</u>	4,046,551
三 工具、器具及び備品	360,000	
減価償却累計額	<u>△342,000</u>	18,000
有形固定資産合計	<u>36,246,548</u>	
固定資産合計	36,246,548	
2 流動資産		
(1) 現金預金	195,226,159	
(2) 前払費用	<u>1,800</u>	
流動資産合計	<u>195,227,959</u>	
資産合計	<u>231,474,507</u>	

負 債 の 部

3 流 動 負 債
金

(1) 未 払 負 債 合 計

6,602,122

6,602,122

4 緑 延 期 受 益
金

(1) 長 期 受 益 累 計

1,657,500

1,657,500

(2) 収 益 化 金 額

△1,574,625

△1,574,625

5 緑 延 収 益 合 計

82,875

82,875

6 緑 延 収 益 合 計

6,684,997

6,684,997

資 本 の 部

5 資 本 金

133,554,237

6 利 益 余 金

46,496,932

46,496,932

(1) 利 益 積 立 金

40,008,246

40,008,246

イ 利 益 積 立 金

4,730,095

4,730,095

ロ 建 設 改 良 積 立 金

91,235,273

91,235,273

八 当 年 度 未 处 分 利 益 剩 余 金

224,789,510

224,789,510

利 益 剩 余 金 合 計

231,474,507

231,474,507

利 益 剩 余 金 合 計

231,474,507

231,474,507

本 金 合 計

231,474,507

231,474,507

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

・主な耐用年数

建築物

18年～38年

構築物

25年～40年

機械及び装置

8年～20年

工具、器具及び備品

5年

2 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

令和4年度津市下水道事業会計決算

1 令和4年度津市

下水道事業決算報告書

(1) 収益の収入及び支出

収入

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 下水道事業収益	10,802,803,000	△102,756,000	0	10,700,047,000
第1項 営業収益	3,572,373,000	△57,326,000	0	3,515,047,000
第2項 営業外収益	7,230,428,000	△45,430,000	0	7,184,998,000
第3項 特別利益	2,000	0	0	2,000

単位 円

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
11,003,814,286	303,767,286	
3,518,145,124	3,098,124	(うち、仮受消費税及び地方消費税 207,063,414円)
7,484,056,788	299,058,788	(うち、仮受消費税及び地方消費税 5,948円)
1,612,374	1,610,374	(うち、仮受消費税及び地方消費税 121,561円)

支 出

区分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定に よる支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	9,692,347,000	△9,808,000	0	0	0	9,682,539,000
第1項 営業費用	8,611,962,000	△26,769,000	0	0	0	8,585,193,000
第2項 営業外費用	1,077,841,000	16,961,000	0	0	0	1,094,802,000
第3項 特別損失	2,544,000	0	0	0	0	2,544,000

単位 円

額	決算額	地方公営企 業法第26条第 2項の規定に よる繰越額	不 用 額	備 考
0	9,682,539,000	9,505,870,114	11,660,000	165,008,886
0	8,585,193,000	8,430,963,172	11,660,000	142,569,828 (うち、仮払消費税及び地方消費税219,445,278円)
0	1,094,802,000	1,072,877,073	0	21,924,927 (うち、仮払消費税及び地方消費税36,363円)
0	2,544,000	2,029,869	0	514,131 (うち、仮払消費税及び地方消費税154,190円)

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額					
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	織続費遡次繰越額に係る財源充当額	
第1款 資本的収入	6,719,867,000	269,751,000	6,989,618,000		1,531,670,000	685,600,000
第1項 企業債	4,340,100,000	71,200,000	4,411,300,000		1,004,800,000	436,100,000
第2項 負担金	123,302,000	△680,000	122,622,000		0	0
第3項 補助金	2,256,465,000	199,231,000	2,455,696,000		526,870,000	249,500,000

支出

区分	予算額					
	当初予算額	補正予算額	流増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	織続費遡次繰越額
第1款 資本的支出	9,820,904,000	249,035,000	0	10,069,939,000	1,818,149,000	689,600,000
第1項 建設改良費	4,468,849,000	265,445,000	0	4,734,294,000	1,722,373,000	689,600,000
第2項 流域下水道建設負担金	178,905,000	△16,525,000	0	162,380,000	95,776,000	0
第3項 企業債還金	5,173,150,000	115,000	0	5,173,265,000	0	0

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 159,300,000円を除き、前年度資本的支出額に不足する額 3,058,136,889円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整2,831,032,627円で補てんした。)

単位 円

合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考	
9,206,888,000	6,655,892,686	△2,550,995,314		
5,852,200,000	4,179,300,000	△1,672,900,000		
122,622,000	141,475,848	18,853,848		
3,232,066,000	2,335,116,838	△896,949,162		

単位 円

合計	決算額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	織続費遡次繰越額	合計		
12,577,688,000	9,762,729,575	1,715,670,000	804,500,000	2,520,170,000	294,788,425	
7,146,267,000	4,444,080,949	1,602,900,000	804,500,000	2,407,400,000	294,786,051	(うち、返払消費税及び地方消費税 347,047,357円)
258,156,000	145,386,000	112,770,000	0	112,770,000	0	(うち、返払消費税及び地方消費税 13,216,902円)
5,173,265,000	5,173,262,626	0	0	0	2,374	

から繰り越された支出の財源に充当する額 208,000,000円を加えた額 6,704,592,686円)が
額 144,625,262円、過年度分損益勘定留保資金 82,479,000円及び当年度分損益勘定留保資金
2,831,032,627円で補てんした。

2 令和4年度津市下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益				
(1) 下水道会計	料金収益	2,194,375,948		
(2) 他その他の費用	料金収益	1,114,486,358		
(3) 営業費用	料金収益	<u>2,219,404</u>		
2 汚水渠場運営費用	費用	3,311,081,710		
(1) 汚水渠場運営費用	費用	294,954,522		
(2) 汚水渠場運営費用	費用	14,607,233		
(3) 汚水渠場運営費用	費用	49,139,710		
(4) 汚水渠場運営費用	費用	99,837,381		
(5) 汚水渠場運営費用	費用	515,434,207		
(6) 汚水渠場運営費用	費用	136,604,545		
(7) 汚水渠場運営費用	費用	20,588,861		
(8) 汚水渠場運営費用	費用	108,300,962		
(9) 汚水渠場運営費用	費用	194,668,941		
(10) 汚水渠場運営費用	費用	1,163,855,365		
(11) 減価償損	費用	<u>5,613,566,167</u>		
				<u>8,211,517,894</u>
3 営業外収益				
(1) 他会計補助金	金収益	3,198,915,726		
(2) 國庫補助金	金収益	350,000		
(3) 県期前受取金	金収益	2,394,000		
(4) 長期前受取金	金収益	3,785,577,201		
(5) 雄業外費用	金収益	<u>358,309,932</u>		
				<u>7,345,546,859</u>
4 営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	費用	844,640,760		
(2) 補助交付金	費用	12,056,570		
(3) 雑支益	費用	<u>235,043,231</u>		
				<u>1,091,740,561</u>
				<u>6,253,806,298</u>
5 特別利益				
(1) 過年度損益修正益	利益	1,287,730		
(2) その他の特別利益	利益	<u>203,083</u>		
				<u>1,490,813</u>
6 特別損失				
(1) 過年度損益修正損益	損益	<u>1,542,017</u>		
				<u>△51,204</u>
当年度純利益	損益	1,353,318,910		
前年度緑越利益	損益	0		
その他未処分利益	損益	0		
当年度未処分利益	損益	<u>1,353,318,910</u>		

3 令和4年度津市下水道事業剩余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

資本金	剩					
	資本剩					
	国庫補助金	他会計	他会計	受贈財産額	計	補助金
前年度末残高	18,392,584,450	322,694,016	128,338,084	56,163,415	3,564,201,654	
前年度処分額	1,309,600,671	0	0	0	0	0
条例による処分額	1,309,600,671	0	0	0	0	0
資本金への組入	1,309,600,671	0	0	0	0	0
処分後残高	19,702,185,121	322,694,016	128,338,084	56,163,415	3,564,201,654	
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	19,702,185,121	322,694,016	128,338,084	56,163,415	3,564,201,654	

単位 円

余 金				資本合計
余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	
県補助金合計	資本剩余金計	未処分利益剩余金合計	利益剩余金合計	資本合計
1,784,000	4,073,181,169	1,309,600,671	1,309,600,671	5,382,781,840
0	0	△1,309,600,671	△1,309,600,671	△1,309,600,671
0	0	△1,309,600,671	△1,309,600,671	△1,309,600,671
0	0	△1,309,600,671	△1,309,600,671	△1,309,600,671
1,784,000	4,073,181,169	(繰越利益剩余金) 0	0	4,073,181,169
0	0	1,353,318,910	1,353,318,910	1,353,318,910
0	0	1,353,318,910	1,353,318,910	1,353,318,910
1,784,000	4,073,181,169	(当年度末処分利益剩余金) 1,353,318,910	1,353,318,910	5,426,500,079
				25,128,685,200

4 令和4年度津市下水道事業剩余金処分計算書

単位 円

資本金	資本剩余金	未処分利益剩余金
当年度末残高	19,702,185,121	4,073,181,169
条例による処分額	1,353,318,910	0
資本金への組入	1,353,318,910	0
処分後残高	21,055,504,031	4,073,181,169

5 令和4年度津市下水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部

単位 円

1 固定資産	
(1) 有形固定資産	
イ 土地	4,780,025,251
建物	3,970,274,843
減価償却累計額	<u>△1,611,222,973</u>
構築物	2,359,051,870
減価償却累計額	<u>△34,888,736,172</u>
二 機械及び装置	142,795,905,032
減価償却累計額	<u>△3,829,786,280</u>
車両運搬工具	6,381,090,380
減価償却累計額	<u>△2,111,101</u>
工具、器具及び備品	2,349,689
減価償却累計額	<u>△2,548,491</u>
ト 有形固定資産合計	5,684,353,375
(2) 無形固定資産	
イ 流域下水道施設利用権	158,171,015,639
電話加入権	11,880,771,264
無形固定資産合計	<u>10,696,000</u>
(3) 投資その他の資産	
イ その他の投資	11,891,467,264
投資その他の資産合計	<u>6,594,000</u>
固定資産合計	
	6,594,000
2 流動資産	
(1) 現金預金	
現金	1,701,120,265
預金	488,483,308
未収金	<u>△48,629,549</u>
(2) 未貸倒引当金	
未収金	439,853,759
預金	<u>281,377,978</u>
(3) 前払動資産合計	
	<u>2,422,353,002</u>
	<u>172,491,428,905</u>

注記

I. 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数

建物	15年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～20年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数

流域下水道施設利用権	20年～50年
------------	---------

2. 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により回収不能見込額を計上している。

3. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、地方公営企業繰出金通知第8下水道事業13及び14に基づき、6,618,358,091円である。

2 引当金の取崩し

- (1) 賞与引当金の取崩し
令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金33,458,000円を取り崩した。

- (2) 法定福利費引当金の取崩し
令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金6,417,000円を取り崩した。

- (3) 貸倒引当金の取崩し
令和4年度において、不納欠損処理を行ったため貸倒引当金4,617,649円を取り崩した。

III. リース契約により使用する固定資産

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	2,973,600 円
1年超	1,982,400 円
計	4,956,000 円

2 オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,493,638 円
1年超	3,720,004 円
計	5,213,642 円

3 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

IV. 報告セグメントの概要及び決定方法

下水道事業会計は、公共下水道事業の汚水処理及び雨水処理並びに特定環境保全公共下水道事業の汚水処理を運営しているが、同一使用料体系を採用していることから1つの報告セグメントとしている。

令和4年度津市駐車場事業会計決算

1 令和4年度津市

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 駐車場事業収益	182,460,000	0	0	182,460,000
第1項 営業収益	180,200,000	0	0	180,200,000
第2項 営業外収益	2,260,000	0	0	2,260,000

支出

区分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 駐車場事業費用	198,056,000	0	0	0	0	198,056,000
第1項 営業費用	192,363,000	0	0	△ 1,776,004	0	190,586,996
第2項 営業外費用	5,693,000	0	0	1,776,004	0	7,469,004

(2) 資本的支出

支出

区分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費過次繰越額
第1款 資本的支出	53,522,000	0	0	53,522,000	0	0
第1項 建設改良費	12,563,000	0	0	12,563,000	0	0
第2項 企業償還金	5,964,000	0	0	5,964,000	0	0
第3項 他会計長期借入金償還金	34,995,000	0	0	34,995,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額49,898,644円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収益勘定留保資金22,950,951円で補填した。

駐車場事業決算報告書

(単位 円)

決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
208,328,614	25,868,614	
205,919,030	25,719,030	(うち、仮受消費税及び地方消費税 18,721,278円)
2,409,584	149,584	(うち、仮受消費税及び地方消費税 189,464円)

(単位 円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
0	198,056,000	184,576,353	0	13,479,647	
0	190,586,996	177,107,349	0	13,479,647	(うち、仮払消費税及び地方消費税10,250,699円)
0	7,469,004	7,469,004	0	0	(うち、消費税及び地方消費税相当額26,917円) 消費税及び地方消費税納付額7,101,600円

(単位 円)

合 計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費過次繰越額	合 計		
53,522,000	49,898,644	0	0	0	3,623,356	
12,563,000	8,940,413	0	0	0	3,622,587	(うち、仮払消費税及び地方消費税263,200円)
5,964,000	5,963,482	0	0	0	518	
34,995,000	34,994,749	0	0	0	251	

調整額263,200円、減債積立金5,963,482円、過年度分損益勘定留保資金20,721,011円、及び当年度損益勘定留保資金22,950,951円で補填した。

2 令和4年度津市駐車場事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益		
(1) 駐車収益	<u>187,197,752</u>	187,197,752
2 営業費用		
(1) 駐車場管理費	110,393,158	
(2) 減価償却費	<u>56,463,492</u>	<u>166,856,650</u>
3 営業外収益		
(1) 雜収益	<u>2,221,763</u>	2,221,763
4 営業外費用		
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>340,487</u>	<u>340,487</u>
経常利益		1,881,276
当年度純利益	22,222,378	
前年度繰越欠損金	22,822,797	
その他未処分利益剰余金変動額	<u>5,963,482</u>	
当年度未処分利益剰余金	<u>5,363,063</u>	

3 令和4年度津市駐車場事業欠損金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	損					資本合計
		△	減債積立金	建設改良金	未処分利益	処理剩余金	
前年度末残高	2,201,759,255		5,963,482	40,025,734	△ 22,822,797	23,166,419	2,224,925,674
前年度処分額	0		0	0	0	0	0
条例による処分額	0		0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0		0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0		0	0	0	0	0
資本金への組入	0		0	0	0	0	0
処分後残高	2,201,759,255		5,963,482	40,025,734	△ 22,822,797	23,166,419	2,224,925,674
当年度変動額	0		△ 5,963,482	0	28,185,860	22,222,378	22,222,378
積立金の取崩し	0		△ 5,963,482	0	5,963,482	0	0
当年度純利益	0		0	0	22,222,378	22,222,378	22,222,378
当年度末残高	2,201,759,255		0	40,025,734	(△年間未処分利益額) 5,363,063	45,388,797	2,247,148,052

(注) 1 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示している。

4 令和4年度津市駐車場事業剩余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	未処分利益剩余金
当年度末残高	2,201,759,255	5,363,063
条例による処分額	5,363,063	△ 5,363,063
資本金への組入	5,363,063	△ 5,363,063
処分後残高	2,207,122,318	(繰越未処分利益剩余金) 0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少を示している。

5 令和4年度津市駐車場事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産	
イ 土 地 物	1,431,438,549
ロ 建 築 物	1,623,010,133
△ 減価償却累計額	△ 798,252,324
ハ 構 築 物	89,660,772
△ 減価償却累計額	△ 32,756,388
二 機 械 及 び 装 置	56,904,384
△ 減価償却累計額	△ 98,694,002
ホ 工 具、器 具 及 び 諸 品	115,650,002
△ 減価償却累計額	△ 81,318,679
ヘ リース資産	44,300,374
△ 減価償却累計額	△ 54,890,220
ト 建 設 仮勘定	26,428,459
有形固定資産合計	38,933,104
固定資産合計	5,527,000
	2,400,945,305

2 流動資産

(1) 現 金 預 金	114,581,695
(2) 未 収 金	5,562,465
(3) その他流動資産	500,000
流動資産合計	120,644,160
資産合計	2,521,589,465

負債の部

3 固定負債		
(1) 他会計借入金		
イ 建設改良入金合計	<u>175,043,749</u>	175,043,749
(2) リース債務		
イ 当金	<u>31,222,743</u>	
(3) 引退職給付引当金	<u>1,241,137</u>	
イ 固定負債合計	<u>1,241,137</u>	207,507,629
4 流動負債		
(1) 他会計借入金		
イ 建設改良入金合計	<u>34,998,249</u>	34,998,249
(2) リース債務		
イ 当金	<u>7,169,109</u>	7,169,109
(3) 未払受金		
イ 当金	<u>21,204,049</u>	21,204,049
(4) 前引賞金		
イ 当金	<u>1,961,877</u>	1,961,877
(5) イ 法定福利費引当金	<u>468,000</u>	
口 引当金合計	<u>88,000</u>	556,000
(6) その他流動負債		
イ 流動負債合計	<u>1,044,500</u>	<u>66,933,784</u>
イ 負債合計		<u>274,441,413</u>
5 資本の部		
6 資本		
(1) 利益剰余金		
イ 建設改良積立金	<u>40,025,734</u>	
イ 当年度未処分金	<u>5,363,063</u>	
イ 利益剰余金合計	<u>45,388,797</u>	<u>45,388,797</u>
イ 利益剰余金合計	<u>2,247,148,052</u>	
イ 資本合計	<u>2,521,589,465</u>	

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

・減価償却の方法 定額法による

・主な耐用年数

建物	8年～38年
構築物	10年
機械及び装置	2年～10年

工具器具及び備品

3年～10年

(2) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. キャッシュ・フロー計算書等関連

1 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ11,814,094円である。

III. 貸借対照表等関連

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し
令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として賞与引当金 414,000円を取崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金 78,000円を取崩した。

IV. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 長期継続契約に係るリース債務

通常の売買取引の方法に準じた会計処理を行ったリース取引に係るリース債務のうち、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは下記の金額である。

短期リース債務 7,169,109円

長期リース債務 31,222,743円

令和 4 年度津市モーター ボート競走事業会計決算

1 令和4年度津市

モーター ボート 競走事業 決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
第1款 モーター ボート 競走事業収益	54,430,690,000	6,310,290,000	0	60,740,980,000
第1項 営業収益	54,331,599,000	6,310,192,000	0	60,641,791,000
第2項 営業外収益	99,091,000	98,000	0	99,189,000

支出

区分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 モーター ボート 競走事業費用	51,261,677,000	5,280,712,000	0	0	0	56,542,389,000
第1項 営業費用	51,097,543,000	5,280,712,000	0	0	0	56,378,255,000
第2項 営業外費用	164,134,000	0	0	0	0	164,134,000

単位 円

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
59,152,681,119	△1,588,298,881	
59,052,816,299	△1,588,974,701	(うち、仮受消費税及び地方消費税 4,270,108円)
99,864,820	675,820	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,248,305円)

単位 円

額	決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計			
0	56,542,389,000	54,237,809,555	0	2,304,579,445
0	56,378,255,000	54,203,370,094	0	2,174,884,906 (うち、仮受消費税及び地方消費税 579,040,974円)
0	164,134,000	34,439,461	0	129,694,539 消費税及び地方消費税 納付額 3,193,500円

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額					
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	維持運営費に係る繰越額に係る財源充当額	統合費に係る繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	1,418,111,000	△867,246,000	550,865,000	0	0	0
第3項 基金繕入金	1,418,111,000	△867,246,000	550,865,000	0	0	0

単位 円

合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減	備考	
550,865,000	550,865,000	0		
550,865,000	550,865,000	0		

支出

区分	予算額					
	当初予算額	補正予算額	流増減用額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	維持運営費に係る繰越額
第1款 資本的支出	1,756,027,000	△867,232,000	0	888,795,000	0	249,843,000
第1項 建設改良費	1,755,991,000	△867,246,000	0	888,745,000	0	249,843,000
第3項 投資	36,000	14,000	0	50,000	0	0

単位 円

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	維持運営費に係る繰越額	統合費に係る繰越額		
1,138,638,000	798,357,661	38,610,000	249,911,000	288,521,000	51,759,339	
1,138,588,000	798,308,202	38,610,000	249,911,000	288,521,000	51,758,798	(うち、返済消費税及び地方消費税 72,573,472円)
50,000	49,459	0	0	0	541	

247,492,661円で補てんした。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 247,492,661円は、過年度分損益勘定留保資金

2 令和4年度津市モーターボート競走事業損益計算書

(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)

単位 円

1 営業収益

(1) 開催収益	57,123,613,500
(2) 場間場外発売事務受託収益	1,831,572,699
(3) その他営業収益	<u>93,359,992</u>

2 営業費用

(1) 開催費	49,643,157,193
(2) 場外発売事務受託費	583,157,312
(3) 施設管理費	475,588,478
(4) 駐走実施費	1,496,621,383
(5) 版売促進費	577,776,718
(6) 総係費	423,715,158
(7) 減価償却費	424,243,878
(8) 資産減価費	<u>69,000</u>
営業利益	<u>53,624,329,120</u>

3 営業外収益

(1) 使用料	53,685,939
(2) 受取利息及び配当金	238,936
(3) 長期前受金戻入	23,879,779
(4) 錫収益	<u>19,815,818</u>

4 営業外費用

(1) 錫支出	<u>648,293,490</u>
	<u>648,293,490</u>
	<u>△ 550,673,018</u>
経常利益	<u>4,873,544,053</u>
当年度純利益	<u>4,873,544,053</u>
前年度繰越利益剰余金	<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金	<u>4,873,544,053</u>

3 令和4年度津市モーターボート競走事業剩余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	資本金	資本剰余金			
		再評価益 積立金	受贈財産 評価額	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計
前年度末残高	11,159,579,290	0	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0
条例による処分額	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0
処分後残高	11,159,579,290	0	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	11,159,579,290	0	0	0	0

注1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示している。

4 令和4年度津市モーターボート競走事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,159,579,290	0	4,873,544,053
条例による処分額	0	0	△ 4,873,544,053
利益積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 4,873,544,053
処分後残高	11,159,579,290	0	(継越利益剰余金) 0

注1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示している。

資本合計	金			
	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
1,628,571,635	5,151,430,769	4,561,250,364	11,341,252,768	11,341,252,768
0	4,561,250,364	△ 4,561,250,364	0	0
0	4,561,250,364	△ 4,561,250,364	0	0
0	0	0	0	0
0	4,561,250,364	△ 4,561,250,364	0	0
1,628,571,635	9,712,681,133	0	11,341,252,768	11,341,252,768
0	0	4,873,544,053	4,873,544,053	4,873,544,053
0	0	4,873,544,053	4,873,544,053	4,873,544,053
1,628,571,635	9,712,681,133	(当年度未処分利益剰余金) 4,873,544,053	16,214,796,821	16,214,796,821
				27,374,376,111

5 令和4年度津市モーターボート競走事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

単位 円

資産の部

1 固定資産 固定資産

(1) 有形	土建	地物	7,178,702,164	1,498,940,103
イ	建減価償却累計額	△ 1,686,812,148	5,491,890,016	
ロ	附屬設備	559,353,654		
ハ	減価償却累計額	△ 224,637,805	334,715,849	
二	構築物	35,891,938		
三	機械	△ 11,155,918	24,736,020	
ホ	減価償却累計額	△ 489,040,523	270,247,216	
ヘ	車両	3,518,785		
ト	減価償却累計額	△ 1,907,842	1,610,943	
船	船舶	16,622,495		
チ	減価償却累計額	△ 12,510,928	4,111,567	
リ	工具	1,170,136,532		
リ	備品	△ 764,857,363	405,279,169	
有	設備	838,855,071		
投	固定資産合計		8,870,385,954	
出	その他資産			
基	金	40,000,000		
投	金	1,431,176,308		
定	金	1,471,176,308		
資	合計			
産			10,341,562,262	

2 流動資産

(1) 現金	預金	19,121,022,258
(2) 未収金	払込金	69,453,229
(3) 前払金	資産合計	8,900,000
		19,199,375,487
		29,540,937,749

負債の部

3 固定負債			
(1) 引退職給付金	<u>227,652,168</u>		<u>227,652,168</u>
イ 引当金			227,652,168

4 流動負債			
(1) 引前引費	1,491,101,088		
(2) 引費法定福利引金	12,089,410		
(3) 引費法定福利引金	<u>13,261,000</u>		
(4) 引そ流動負債	<u>2,580,000</u>		
		15,841,000	
		<u>179,551,881</u>	
			1,698,583,379

5 繰延収益			
(1) 長期収益	355,781,307		
(2) 収益延償			
	<u>△ 115,455,216</u>		
		240,326,091	
		<u>2,166,561,638</u>	
			11,159,579,290

資本の部

6 資本金			
7 純余金			
(1) 利益	1,628,571,635		
イ 利益	9,712,681,133		
ロ 収益	<u>4,873,544,053</u>		
		16,214,796,821	
		<u>16,214,796,821</u>	
			27,374,376,111
			<u>29,540,937,749</u>

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法

定額法による。

主な耐用年数

建物	8～38年
建物附属設備	2～13年
構築物	3～31年
機械及び装置	2～14年
車両運搬具	4～5年
船舶	3～4年
工具器具及び備品	2～6年

(2) リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 貨与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. キヤツシユ・フロー計算書等関連

1 重要な非資金取引

該当事項なし。

III. 貸借対照表等関連

1 引当金の取崩し

- (1) 賃与引当金の取崩し
令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として賃与引当金14,829,362円を取り崩した。
- (2) 法定福利費引当金の取崩し
令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として法定福利費引当金2,663,165円を取り崩した。

IV. リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

V. その他の注記

該当事項なし。

津市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年9月27日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和5年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

令和5年度津市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度津市一般会計補正予算（第6号）

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度津市的一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,148,436 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,335,208 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

令和5年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,633,419千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

令和5年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,748,298千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前葉泰幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 地 方 特 例 交 付 金		200,000	78,951	278,951
	1 地 方 特 例 交 付 金	200,000	78,951	278,951
13 地 方 交 付 税		19,000,000	1,815,573	20,815,573
	1 地 方 交 付 税	19,000,000	1,815,573	20,815,573
15 分 担 金 及 び 負 担 金		601,994	3,993	605,987
	1 分 担 金	22,987	3,993	26,980
17 国 庫 支 出 金		19,752,057	5,797	19,757,854
	1 国 庫 負 担 金	14,389,129	69	14,389,198
	2 国 庫 補 助 金	5,357,625	5,728	5,363,353
18 県 支 出 金		8,241,427	9,978	8,251,405
	2 県 補 助 金	2,382,588	9,978	2,392,566
19 財 産 収 入		252,653	8,211	260,864
	1 財 産 運 用 収 入	128,258	8,211	136,469
21 繰 入 金		8,907,162	△1,181,115	7,726,047
	2 基 金 繰 入 金	5,884,805	△1,181,115	4,703,690
22 繰 越 金		100,000	615,748	715,748
	1 繰 越 金	100,000	615,748	715,748
23 諸 収 入		1,038,801	1,000	1,039,801
	5 雜 入	816,119	1,000	817,119
24 市 債		4,329,500	△209,700	4,119,800
	1 市 債	4,329,500	△209,700	4,119,800
歳 入 合 計		116,186,772	1,148,436	117,335,208

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		12,597,438	319,967	12,917,405
	1 総 務 管 理 費	10,273,444	307,875	10,581,319
	2 徴 税 費	1,267,923	8,725	1,276,648
	3 戸籍住民基本台帳費	686,460	3,367	689,827
3 民 生 費		45,587,167	335,988	45,923,155
	1 社 会 福 祉 費	24,907,944	63,091	24,971,035
	2 児 童 福 祉 費	15,180,220	42,814	15,223,034
	3 生 活 保 護 費	5,496,403	230,083	5,726,486
4 衛 生 費		11,599,385	187,213	11,786,598
	1 保 健 衛 生 費	3,811,733	177,235	3,988,968
	3 環 境 費	399,547	9,978	409,525
6 農 林 水 産 業 費		2,681,650	3,993	2,685,643
	1 農 業 費	1,758,873	3,993	1,762,866
7 商 工 費		2,045,765	175,494	2,221,259
	1 商 工 費	2,045,765	175,494	2,221,259
8 土 木 費		14,574,231	79,547	14,653,778
	1 土 木 管 理 費	281,723	72,628	354,351
	6 住 宅 費	433,602	6,919	440,521
10 教 育 費		9,439,294	46,234	9,485,528
	2 小 学 校 費	2,119,057	23,791	2,142,848
	4 幼 稚 園 費	1,151,154	2,737	1,153,891
	5 社 会 教 育 費	2,319,783	19,706	2,339,489
歳 出	合 計	116,186,772	1,148,436	117,335,208

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと津かがやき寄附事業運営業務委託	令和6年度	129,700
津球場公園内野球場スコアボード設備機器取替	令和6年度	6,914

第3表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 : 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
臨時財政対策	900,000	690,300

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県 支 出 金		19,560,805	3,474	19,564,279
	2 県 補 助 金	19,560,805	3,474	19,564,279
11 繰 入 金		1,922,978	△170,773	1,752,205
	1 繰 入 金	1,922,978	△170,773	1,752,205
12 繰 越 金		1	180,498	180,499
	1 繰 越 金	1	180,498	180,499
歳 入 合 計		26,620,220	13,199	26,633,419

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		388,631	3,474	392,105
	2 徴収費	103,092	3,474	106,566
3 国民健康保険事業費 納付金		6,648,252		6,648,252
	2 後期高齢者支援金等 分	1,708,449		1,708,449
9 基金積立金		110	7,793	7,903
	1 基金積立金	110	7,793	7,903
11 諸支出金		62,413	1,932	64,345
	1 償還金及び還付加算 金	32,134	1,932	34,066
歳出合計		26,620,220	13,199	26,633,419

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支 払 基 金 交 付 金		7,789,183	△3,133	7,786,050
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,789,183	△3,133	7,786,050
7 繰 入 金		4,613,841	△93,251	4,520,590
	2 基 金 繰 入 金	93,251	△93,251	
8 繰 越 金		3	820,944	820,947
	1 繰 越 金	3	820,944	820,947
歳 入	合 計	30,023,738	724,560	30,748,298

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		28,182,371		28,182,371
	1 介護及び予防給付費	27,495,347		27,495,347
3 地 域 支 援 事 業 費		1,370,176		1,370,176
	3 介護予防・生活支援 サ ー ビ ス 事 業 費	577,399		577,399
4 基 金 積 立 金		129	226,819	226,948
	1 基 金 積 立 金	129	226,819	226,948
6 諸 支 出 金		20,012	497,741	517,753
	1 償還金及び還付加算 金	12,511	497,741	510,252
歳 出	合 計	30,023,738	724,560	30,748,298

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度津市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,537 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,379,745 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		19,757,854	44,537	19,802,391
	1 国 庫 負 担 金	14,389,198	44,537	14,433,735
歳 入	合 計	117,335,208	44,537	117,379,745

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		11,786,598	44,537	11,831,135
	1 保 健 衛 生 費	3,988,968	44,537	4,033,505
歳 出	合 計	117,335,208	44,537	117,379,745

津市告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び津市財政公表条例（平成18年津市条例第51号）の規定により、令和5年8月31日現在の財政状況を次のとおり告示する。

令和5年9月29日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

令和5年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	118,771,228	44,107,552	37.1%	118,771,228	32,029,906	27.0%
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	26,620,220	8,109,877	30.5%	26,620,220	7,265,621	27.3%
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)	61,477	9,161	14.9%	61,477	9,888	16.1%
介護保険事業特別会計	30,023,738	10,960,589	36.5%	30,023,738	10,131,771	33.7%
後期高齢者医療事業特別会計	7,522,632	1,059,632	14.1%	7,522,632	2,020,871	26.9%
市営浄化槽事業特別会計	564,642	28,314	5.0%	564,642	143,849	25.5%
共同汚水処理施設事業特別会計	247,480	35,961	14.5%	247,480	44,862	18.1%
農業集落排水事業特別会計	591,294	36,573	6.2%	591,294	77,913	13.2%
土地区画整理事業特別会計	251,182	67,443	26.9%	251,182	64,330	25.6%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	22,995	23,805	103.5%	22,995	2,544	11.1%
棕本財産区特別会計	500	5	1.0%	500		0.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

令和5年8月31日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	41,338,395	23,307,952	56.4%
2 地 方 譲 与 税	1,050,191	269,116	25.6%
3 利 子 割 交 付 金	17,000	6,312	37.1%
4 配 当 割 交 付 金	260,000	73,144	28.1%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	220,000		
6 法 人 事 業 税 交 付 金	685,000	423,293	61.8%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	7,637,000	1,859,288	24.3%
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000	118,809	39.6%
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		
10 環 境 性 能 割 交 付 金	140,000	44,006	31.4%
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000		
12 地 方 特 例 交 付 金	200,000	135,016	67.5%
13 地 方 交 付 税	19,000,000	9,539,384	50.2%
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000		
15 分 担 金 及 び 負 担 金	618,011	180,152	29.2%
16 使 用 料 及 び 手 数 料	1,828,521	802,214	43.9%
17 国 庫 支 出 金	20,984,282	5,288,281	25.2%
18 県 支 出 金	8,419,360	691,434	8.2%
19 財 産 収 入	252,653	121,644	48.1%
20 寄 附 金	210,070	65,829	31.3%
21 繰 入 金	8,907,162		
22 繰 越 金	355,481	971,229	273.2%
23 諸 収 入	1,038,801	210,449	20.3%
24 市 債	5,232,300		
合 計	118,771,228	44,107,552	37.1%

(2) 支 出

単位：千円

区分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	587,665	258,792	44.0%
2 総 務 費	12,599,081	4,787,167	38.0%
3 民 生 費	45,830,651	13,652,481	29.8%
4 衛 生 費	12,061,738	2,656,595	22.0%
5 労 働 費	56,304	42,703	75.8%
6 農 林 水 産 業 費	2,877,208	400,090	13.9%
7 商 工 費	2,045,765	459,680	22.5%
8 土 木 費	15,965,041	4,293,301	26.9%
9 消 防 費	4,625,744	1,745,479	37.7%
10 教 育 費	9,676,866	3,704,014	38.3%
11 災 害 復 旧 費	53,035	18,747	35.3%
12 公 債 費	12,270,030	10,857	0.1%
13 諸 支 出 金	22,100		0.0%
14 予 備 費	100,000		0.0%
合 計	118,771,228	32,029,906	27.0%

3 市債の状況

令和5年8月31日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般計 一 会	1 普通債	51,627,214	51.0
	(1) 総務	20,523,287	20.3
	(2) 民生	1,799,398	1.8
	(3) 衛生	3,947,404	3.9
	(4) 農林水産業	1,130,993	1.1
	(5) 商工	845,640	0.8
	(6) 土木	12,546,069	12.4
	(7) 消防	1,143,214	1.1
	(8) 教育	9,691,209	9.6
	2 災害復旧債	423,431	0.4
	(1) 農林水産業	10,048	0.0
	(2) 土木	409,090	0.4
	(3) 農業用施設	3,640	0.0
	(4) 林道	653	0.0
	3 その他	49,141,907	48.6
	(1) 臨時財政対策債	48,542,096	48.0
	(2) その他	599,811	0.6
	計	101,192,552	100.0
別計 特会	国民健康保険	7,336	0.3
	市営浄化槽	185,389	6.7
	農業集落排水	1,634,517	59.6
	土地区画整理	916,411	33.4
	計	2,743,653	100.0
合計		103,936,205	

令和5年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

令和5年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	11,478,203
減 債 基 金	2,584,637
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	13,319
国 際 交 流 推 進 基 金	217,219
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	2,181,763
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	2,567,367
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,989
縁 化 基 金	105,661
文 化 振 興 基 金	215,799
ま ち づ く り 振 興 基 金	1,214,105
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	325,641
公 共 施 設 整 備 基 金	102,802
環 境 対 策 推 進 基 金	608
美 杉 地 域 振 興 事 業 基 金	374,746
市 営 清 化 槽 事 業 基 金	31,541
森 林 環 境 基 金	28,582
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 及 び 物 値 高 講 対 策 事 業 基 金	185,469
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 推 進 基 金	0
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	208,119
合 計	21,843,570

5 市有財産の状況

令和5年8月31日現在

有 價 証 券 等	2,337,658千円
自 動 車	640台
建 物	1,088,263.85m ²
土 地	21,508,892.83m ²

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

令和5年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
68,889 円	市 民 税	145,140 円
65,030 円	固 定 資 産 税	137,009 円
8,131 円	都 市 計 画 税	17,130 円
6,338 円	市 た ば こ 税	13,354 円
3,321 円	軽 自 動 車 税	6,996 円
140 円	入 湯 税	295 円
396 円	そ の 他	835 円
152,245 円	計	320,759 円

※人口271,526人、世帯数128,877世帯（令和5年8月31日現在）にて
算出しています。

津市公告第138号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月19日

津市長 前葉泰幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (m ²)	変更面積 (m ²)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
大里睦合町	大掛	2330番	991	521	農地	農業用施設用地
雲出長常町	若子	1715番	2,916	2,060	農地	農業用施設用地

津市公告第139号

津市新たな工業用地の候補地提案募集事業について、別紙のとおり募集する
ので、公告します。

令和5年9月22日

津市長 前葉泰幸

1 事業の概要

(1) 事業名

新たな工業用地の候補地提案募集事業

(2) 事業内容

ア 民間事業者は、応募資格審査を申請し、応募資格が確認された場合、候補地を提案することができます。

イ 本市は、提案された案件について、第1次選定委員会（書類審査）の後、第2次選定委員会（評価選定）を行い、工業用地の整備等に向けた協議への段階に進む候補地を選定します。

ウ 候補地の選定後は、新たな工業用地の整備等に向けて、本市と地区計画の策定をはじめとした関係法令等に基づく事前協議を開始し、協議が整った場合、事業計画、環境保全及び企業誘致等に関する事項を定めた協定を締結し、新たな工業用地造成の具体化に向けた段階として地区計画の指定、開発行為の許可に向けた手続等を進めます。

エ 各関係法令の手続が整った後は、民間事業者において造成工事等に着手し、完了後の企業誘致を本市も連携して行います。

2 候補地の募集対象区域

候補地は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 津都市計画区域内であること。なお、市街化区域にあっては、現在の用途地域に準ずるものであること。
- (2) 候補地が伊勢自動車道各インターチェンジの出入口を起点に半径 5 km 圏内、又は一般国道 23 号中勢バイパスの沿線から 500 m 圏内に位置していること。
- (3) 津波浸水予測区域ではないこと（平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果）
- (4) 農地を含む場合は、農地転用の許可が見込まれること。
- (5) 国・県・市が文化財指定している史跡、名勝、天然記念物の所在地及び原則、周知の埋蔵文化財包蔵地でないこと。なお、候補地に埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は民間事業者の費用負担により試掘、発掘調査が必要となります。

3 募集条件等

候補地の整備規模、分譲区画等は次のとおりとします。

- (1) 候補地の面積は 1 箇所あたり 5 ha 以上 20 ha 未満とします。

- (2) 候補地造成後の分譲区画は3区画以上とします。
- (3) 開発行為許可を受けてから1年以内に造成工事に着手するものとします。
- (4) 造成地の建築物は工業専用地域に建築可能な用途とします。（建築物等の用途制限については別表4のとおり）
- (5) 分譲時に建築条件を付さないものとします。

4 想定スケジュール（最短の場合）

以下のスケジュールは、各手続等が円滑に進んだ場合の最短のスケジュールで、提案内容（事業規模等）や手続の進捗により変動します。

応募資格審査申請の締切は令和5年11月29日（水）、候補地提案募集の締切は令和6年2月16日（金）です。

日程	内容
令和5年 9月22日（金）	新たな工業用地の候補地提案募集要領（以下「募集要領」という。）の公表
	応募に関する質問受付開始
	応募資格審査申請の受付開始
令和5年11月6日（月）	応募に関する質問締切
令和5年11月29日（水）	応募資格審査申請締切
令和5年12月8日（金）	応募資格審査結果通知
	提案に関する質問受付開始
	提案募集受付開始
令和6年 1月10日（水）	提案に関する質問締切
令和6年 1月24日（水）	提案に関する質問回答
令和6年 2月16日（金）	提案募集締切
令和6年 2月下旬	第1次選定委員会（書類審査）
令和6年 3月下旬	第2次選定委員会（評価選定）を開催し、候補地を選定
令和6年 5月以降	地区計画策定や関係法令等に基づく事前協議
令和7年 1月以降	協定書の締結

5 対象となる民間事業者

対象となる民間事業者（以下「対象事業者」という。）は、工業用地の整備等を着実に遂行することができる技術、知識を有し、面的開発及び用地買収の実績を有する民間事業者とします。

(1) 対象事業者の構成等

ア 対象事業者は、日本国内に本店を有する民間事業者又は日本国内に本店を有する民間事業者で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）とします。

イ 共同企業体の場合は代表となる民間事業者（以下「代表事業者」という。）を定めてください。

ウ 共同企業体を構成する民間事業者（以下「構成事業者」という。）数に上限は設けませんが、事業の実施に関しては構成事業者が適切な役割を担い、代表事業者と相互に連携、協力する必要があります。

エ 代表事業者及び構成事業者は、他の提案に係る共同企業体の代表事業者及び構成事業者になることはできません。

オ 代表事業者及び構成事業者が次の(2)応募資格に掲げる条件を失った場合は、応募資格も失われるものとします。

(2) 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

なお、共同企業体の場合は、代表事業者及び構成事業者がアからカの条件を満たし、キ及びクについては、それぞれの条件を満たしている者が1者以上含まれていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

ウ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

エ 募集要領9に定める応募資格審査申請書の提出日時点で、本市から津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村税（法人市町村民税）の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、税の徴収猶予を受けている者は猶予期限まで滞納が無いとみなします。

カ 次に掲げる項目に該当すること。

(ア) 直近期において債務超過でないこと。

(イ) 直近期において利払能力（事業損益を支払利息で除した数値）が1以上であること。

キ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。

ク 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であり、かつ、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止命令を受けていない者であること。

6 担当課

津市商工観光部企業誘致課

〒514-0131 津市あのつ台4丁目6番地1 あのつピア1階

津市ビジネスサポートセンター

電話：059-236-3353（直通）

FAX：059-236-3356

E-mail：244-1761@city.tsu.lg.jp

津市公告第140号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月25日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

505092501

公 告 日	令和5年9月25日	工 事 担 当 課	津北工事事務所
工 事 名	令和5年度北狭道補第9号 栗真小川町ほか3町地内狭い道路整備工事		
工 事 場 所	津市 栗真小川町ほか3町 地内		
工 事 概 要	表層 307m ² 側溝工 64m 集水溝・マンホール工 4箇所		
工 期	契約締結の日から 令和6年2月13日 まで		
発注業種	土木一式		
参加資格 に関する 事項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地域・ 格付要件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲
		【プロック】	【地区】
		【プロック】	【地区】
	同種工事 実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)
	その他要件		
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで	
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811	
設計図書等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年9月28日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)	
	回 答 日	令和5年10月3日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提 出 期 限	令和5年10月6日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月11日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	6,825,000 円 (税抜き)		
最 低 制 限 価 格	有		
入 札 保 証 金	免 除		
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

505092502

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和5年度北狭道補第8号 藤方ほか2町地内狭い道路整備工事								
工 事 場 所	津市 藤方ほか2町 地内								
工 事 概 要	表層 120m ² 側溝工 36m 集水溝・マンホール工 2箇所								
工 期	契約締結の日から 令和6年1月22日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年9月28日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月3日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月6日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月11日 午前9時30分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	2,640,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	免 除								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092503

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津南工事事務所					
工 事 名	令和5年度南狭道補第3号 稻葉町地内狭い道路整備工事								
工 事 場 所	津市 稲葉町 地内								
工 事 概 要	表層 46m2 側溝工 17m 集水溝・マンホール工 2箇所								
工 期	契約締結の日から 令和6年1月15日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居	【格付】D・C					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年9月28日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月3日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月6日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月11日 午前9時50分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	1,800,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	免 除								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092504

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和5年度南一地第1号 一志スポーツ公園遊具撤去工事					
工 事 場 所	津市 一志町高野 地内					
工 事 概 要	公園施設撤去工 2基					
工 期	契約締結の日から 令和6年1月15日 まで					
発注業種	解体					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月6日 まで				
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年9月28日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月3日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和5年10月6日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月11日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	2,888,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

505092505

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	建設整備課		
工 事 名	令和5年度建整特補第1号 雲出野田線道路改良工事（その1）					
工 事 場 所	津市 半田 地内					
工 事 概 要	掘削工 12, 540m ³ 路体盛土工 9, 800m ³ 自走式土質改良工 10, 900m ³					
工 期	契約締結の日から 令和6年3月14日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで				
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前9時00分					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	78,682,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件は建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行案件です。 					
	建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。					

事後審査型条件付一般競争入札

505092506

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	建設整備課					
工 事 名	令和5年度建整特第2号 脇ヶ野篠ヶ広線道路改良工事（その2）								
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内								
工 事 概 要	掘削工 6, 450m ³ 法枠工 186m ² 集水柵・マンホール工 1箇所 排水工 36m								
工 期	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】美杉	【格付】B・A2・A1					
		【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】B・A2					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前9時30分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	36,203,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092507

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和5年度北河改第1号 準用河川浄土寺川改修工事								
工 事 場 所	津市 安濃町浄土寺 地内								
工 事 概 要	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) 182m ² 路側防護柵工 57m 表層 234m ²								
工 期	契約締結の日から 令和6年3月11日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】安濃	【格付】B・A2・A1					
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B・A2					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前9時50分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	25,807,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092508

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和5年度北河改第2号 普通河川東千里川改修工事								
工 事 場 所	津市 河芸町東千里 地内								
工 事 概 要	張りコンクリート工 1,045m ² 路側防護柵工 366m 表層 780m ²								
工 期	契約締結の日から 令和6年3月11日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A2・A1					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前10時10分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	25,738,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092509

公 告 日	令和5年9月25日	工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和5年度北道維第10号 大里睦合町及び大里窪田町地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 大里睦合町及び大里窪田町 地内				
工 事 概 要	コンクリート柵板工 116m 表層 158m ² 側溝工 70m				
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで				
発注業種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲		
		【プロック】	【地区】		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで			
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前10時30分				
	津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	14,434,000		円 (税抜き)		
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>				

事後審査型条件付一般競争入札

505092510

公 告 日	令和5年9月25日	工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	令和5年度南道維環第5号 久居団地11号線及び久居団地7号線道路整備工事				
工 事 場 所	津市 久居野村町 地内				
工 事 概 要	表層 60m2 側溝工 153m 集水桟・マンホール工 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地域・格付要件	【プロック】久居	【地区】久居		
		【プロック】久居	【地区】一志・白山		
		【プロック】	【地区】		
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで			
	販売店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年10月4日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和5年10月6日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和5年10月13日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	令和5年10月18日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	10,290,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

505092511

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	令和4年度北橋維補第2号 宮橋ほか15橋橋梁長寿命化修繕工事					
工 事 場 所	津市 高野尾町ほか14町		地内			
工 事 概 要	断面修復工 10橋 保護コンクリート工 108m2					
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 橋梁架設工事又は床版若しくは主桁に係る断面修復工事(ただし、いずれの場合も支間 長8m以上かつ幅員7m以上のコンクリート橋(道路橋)に限る。)				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで				
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	12,056,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 					
	※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

505092512

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和5年度北道新補第5号 白山芸濃線道路改良(舗装)工事(その2)								
工 事 場 所	津市 安濃町安部及び安濃町草生		地内						
工 事 概 要	表層 3,480m ² 基層 3,480m ² 路上路盤再生工 3,480m ²								
工 期	契約締結の日から 令和6年2月26日 まで								
発注業種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	A							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午前11時30分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	42,925,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 本件は週休2日モデル工事(受注者希望型)試行案件です。 <p>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092513

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	令和5年度北道維第9号 白塚町ほか7町地内道路改修（舗装）工事								
工 事 場 所	津市 白塚町ほか7町 地内								
工 事 概 要	表層 951m2								
工 期	契約締結の日から 令和6年2月5日 まで								
発 注 業 種	舗装								
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格 付 要 件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同 種 工 事 実 績 要 件								
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その 他 要 件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	閲 覧 场 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで							
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午後1時30分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	11,355,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

505092514

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	令和5年度営環施第14号 旧津市白銀環境清掃センター浸出水処理施設防水改修工事					
工 事 場 所	津市 片田田中町 地内					
工 事 概 要	防水改修工事 一式					
工 期	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで					
発注業種	防水					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年10月13日 まで				
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年10月4日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月6日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和5年10月13日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月18日 午後1時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	16,248,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

津市公告第141号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和5年9月25日

津市長 前葉泰幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和5年度建整橋維補継第1号
津興橋大規模更新事業橋梁（上部工）架設等工事
- (2) 工事場所 津市津興ほか2町地内
- (3) 工事概要 工場製作工（鋼4径間連続非合成鋼桁橋）一式
鋼橋架設工 一式
RC床版工 一式
舗装工 1,820m2
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して580日間
- (5) 予定価格 564,631,000円（税抜き）

2 入札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

工事成績重視型（総合評価落札方式試行要領第3条第2号）

イ 評価項目、評価の内容、評価点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式

総合評価点 = 価格点（80点満点）+ 価格以外の評価点（20点満点）

価格点の算出方法は下記のとおりとします。

- (ア) 入札価格 > 低入札価格調査基準価格の場合

価格点 = $80 \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{低入札価格調査基準価格} - \text{失格基準価格}) \times 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}) \}$

- (イ) 入札価格 ≤ 低入札価格調査基準価格の場合

価格点 = $80 \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) \times 10 \}$

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は開札立会人によるくじ引きにより決定するものとします。ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、(2)低入札価格調査を実施するものとします。

才 評価項目算定資料の提出

- (ア) 提出期間 資格審査結果通知書受領の日から令和5年10月27日
(金) 午後5時まで
- (イ) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
- (ウ) 提出方法 持参に限ります。
- (エ) 提出書類 提出書類の詳細については、総合評価落札方式評価項目一覧及び各様式に記載の事項を確認すること。また、f及びkの資料における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とします。
- a 評価項目算定資料届出書【第1号様式】
 - b 工事成績評価に係る実績一覧【別紙様式】
 - c bに記載した実績のうち、直近に施工が完了した3件の工事の成績点が確認できる資料（工事成績認定書等の写し及びコリンズ登録の写し）【添付資料】
 - d bに記載した実績のうち、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者（監理技術者が配置された工事にあっては監理技術者としての実績に限る（JV構成員として参加した工事にあっては主任技術者としての実績とする））。として配置された、直近に施工が完了した3件の工事の成績点が確認できる資料（工事成績認定書等の写し及びコリンズ登録の写し）【添付資料】
 - e 施工実績評価資料【第5号様式】
 - f 官公庁等から受注した同種・同規模工事の実績について確認できる書類（コリンズ登録の写し等）【添付資料】

- g 社会貢献に関する資料（障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し）【添付資料】
 - h 津市内に自社工場を有する場合、所在地が確認できるパンフレット等（写し可）【添付資料】
 - i 市内本店業者施工率評価資料【別紙様式】
 - j 配置予定技術者評価資料【第6号様式】
 - k 官公庁等から受注し、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者（監理技術者が配置された工事にあっては監理技術者とする。）として配置された、同種・同規模工事の実績について確認できる資料（コリンズ登録の写し等）【添付資料】
 - l 配置予定技術者の資格証の写し【添付資料】
 - m C P Dについて加盟団体が発行した学習履歴証明書等の写し【添付資料】
 - n 建設キャリアアップシステム評価資料【別紙様式】
 - o 事業者IDの写し等【添付資料】
- カ 価格以外の評価点の公表（審査結果）
令和5年10月31日（火）に津市ホームページ「入札・契約」において公表します。

キ 審査結果照会

自らの審査結果について、書面により令和5年11月2日（木）までに照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。

（2）低入札価格調査

本工事は津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記2(1)エただし書きに基づき落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。

なお、予め最低価格入札者が低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施せず、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40

号。以下「規則」といいます。) 第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、下記の事項を適用します。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、鋼構造物工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格は下記の表に掲げる算出方法により算出した額(1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

区分	算定方法
鋼橋製作 ・架設工	直接工事費×0.95+(間接労務費+共通仮設費)×0.85+(工場管理費+現場管理費)×0.8+一般管理費等×0.45

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、下記の表に掲げる全ての費

目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であることとします。

区分	直接工事費	間接労務費 + 共通仮設費	工場管理費 + 現場管理費	一般管理費 等
鋼橋製作・ 架設工	9 5 %	8 5 %	8 0 %	4 5 %

3 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において鋼構造物工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の

許可（鋼構造物工事業）を受けている者

- (7) 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (8) 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の鋼構造物工事の総合評定値が、1,000点以上の者
- (9) 鋼橋梁製作のための自社工場を有する者
- (10) 官公庁等で発注され、過去10年間（平成25年度以降）に施工が完了した、下記の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、代表構成員としての実績に限る。）

施工橋長109m以上かつ幅員13m以上の鋼橋（道路橋）で桁の製作及び架設を含む鋼橋上部工工事

- (11) 本件工事に、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、鋼構造物工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。また、工場製作期間と現地施工期間で異なる監理技術者を配置する場合で、本工事着手時に配置する監理技術者が工場製作期間に配置する監理技術者のときは、現地施工期間に配置する監理技術者は、現場が工場から現地に移行する時点で配置できる状況にあること。）

- (12) 上記(11)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連續3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

4 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和5年9月25日（月）から同年10月6日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）

又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロードしてください。

5 入札参加申込書等の提出等

(1) 入札参加申込書等の提出

- ア 提出期間 令和5年9月25日（月）から同年10月6日（金）午後5時まで
- イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）
- ウ 提出方法 持参に限ります。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 鋼橋梁製作のための自社工場を有することが確認できる資料（パンフレット等（写し可））
- ク 上記3(10)に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
- ケ 施工計画書
- コ 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果

令和5年10月19日（木）までに入札参加資格審査結果を通知します。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 令和5年9月25日（月）から同年10月27日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）及び津市ホームページ「入札・契約」において閲覧できます。

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
イ 購入場所 津市垂水2870番地20
有限会社オグラ（電話 059-228-9811）

7 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年9月29日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参により津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年10月3日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。

なお、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年10月16日（月）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年10月19日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。

なお、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

入札参加資格審査結果通知書受領の日から令和5年10月27日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達

契約課宛

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年11月6日（月）午前9時00分から
- (2) 場所 津市本庁舎7階入札室

10 入札保証金

入札保証金は免除します。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合には契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

12 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。

- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。

また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所に封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（2回）

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することができます。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和5年9月25日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市榎原町字坪ノ興6065番3ほか11筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市榎原町5104番地

株式会社OMIMO

代表取締役 萩 昭裕

津市公告第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和5年9月25日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋四丁目1271番の一部ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

(1) 松阪市大津町810番地

大成開発株式会社

代表取締役 榎井 孝明

(2) 松阪市久保町1330番地8

株式会社東洋ハウジング

代表取締役 西岡 直人

津市公告第144号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、下記のとおり公告します。

令和5年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

2 対象者の範囲

接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者

3 予防接種を行う期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は次のとおりです。なお、当該場所は、予防接種を開始した後、追加、変更等が行われた全ての場所を含んでいます。

(1) 医療従事者等への接種を行う場所

医療機関名	所在地
永井病院	津市西丸之内29番29号
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5
三重病院	津市大里窪田町357番地
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地
岩崎病院	津市一身田町333番地
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地
倉本病院倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地
KKC健康スクエアウエルネス三重検診クリニック	津市あのつ台四丁目1番地3
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目12番1号
三重県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町340番地5

榎原病院	津市榎原町 777 番地
榎原温泉病院	津市榎原町 1033 番地 4
榎原白鳳病院	津市榎原町 5630 番地
セントローズクリニック	津市新町一丁目 5 番 16 号
第二岩崎病院	津市一身田町 387 番地
大門病院	津市大門 1 番 3 号
武内病院	津市一色町 215 番地 1
千里クリニック	津市河芸町東千里 6 番地 1
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号
東海眼科	津市羽所町 399 番地
遠山病院	津市南新町 17 番 22 号
久居病院	津市戸木町 5043 番地
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地 1
三重県赤十字血液センター	津市桜橋二丁目 191 番地
ヤナセクリニック	津市乙部 5 番 3 号
吉田クリニック	津市栗真中山町 79 番地 5
若葉病院	津市南中央 28 番 13 号

(2) 高齢者への接種を行う場所

介護老人保健施設名	所在地
あのう	津市安濃町東觀音寺 353 番地
アルカディア	津市乙部 11 番 5 号
いこいの森	津市河芸町東千里 3 番地 1
さくら苑	津市榎原町 5630 番地
シルバーケア豊壽園	津市高茶屋小森上野町 737 番地
芹の里	津市久居井戸山町 759 番地 7
第二さくら苑	津市榎原町 5599 番地
つつじの里	津市白山町二本木 1163 番地
トマト	津市殿村 860 番地 2
萩の原	津市久居井戸山町 759 番地
万葉の里	津市一志町高野 236 番地 5
万葉の里 (ユニット型)	津市一志町高野 236 番地 5
ロマン	津市芸濃町椋本 6176 番地

(3) 一般住民等への接種を行う場所

ア 個別接種会場（12歳以上の者の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
赤塚クリニック	津市芸濃町椋本890番地1
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地
あのつクリニック	津市一身田上津部田1817番地
天野医院	津市久居西鷹跡町475番地3
あめさら耳鼻咽喉科	津市観音寺町799番地7
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地
あらき内科クリニック	津市半田202番地5
津老人保健施設アルカディア	津市乙部11番5号
いぐち内科・消化器内科クリニック	津市久居新町2115番地8
介護老人保健施設いこいの森	津市河芸町東千里3番地1
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5
イタミ内科・整形外科	津市本町8番16号
一志ささべクリニック	津市一志町高野229番地1
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5
岩崎病院	津市一身田町333番地
上島小児科	津市新町二丁目7番28号
上野内科	津市庄田町2090番地
植村整形外科	津市藤方2566番地
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1
海野整形外科	津市安濃町栗加2212番地
大川耳鼻咽喉科	津市中央18番8号
大北内科	津市久居東鷹跡町82番地10

おおにし呼吸器・糖尿病内科 呼春の森診療所	津市一身田上津部田 1581 番地 1
大西内科ハートクリニック	津市半田 3431 番地 5
大橋クリニック	津市桜橋三丁目 61 番地 4
奥田医院	津市半田 1481 番地 2
奥田医院	津市久居東鷹跡町 261 番地 3
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目 57 番地
おくのクリニック	津市久居元町 1709 番地 3
カサデマドレクリニック	津市安濃町戸島 569 番地 8
加藤医院	津市藤方 1590 番地 1
かわいクリニック	津市河芸町浜田 688 番地 1
川浪内科	津市八町二丁目 15 番 9 号
河村クリニック	津市津興 2911 番地 2
きのこどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2598 番地 3
草川医院	津市大里窪田町 1735 番地 1
倉本内科病院	津市下弁財町津興 3040 番地
コスモスクリニック	津市一志町小山 1434 番地 2
幸和病院介護医療院	津市一身田町 767 番地
小西ヒフ科医院	津市栄町二丁目 457 番地
小渕医院	津市一志町高野 254 番地 1
駒田医院	津市芸濃町林 190 番地 2
こやま内科消化器科	津市久居新町 3006 番地 ポル タひさい 2F
さいとう内科	津市新東町塔世 23 番地
榎原温泉病院	津市榎原町 1033 番地 4
榎原白鳳病院	津市榎原町 5630 番地
榎原病院	津市榎原町 777 番地
坂口医院	津市垂水 1889 番地 30
坂倉内科医院	津市幸町 4 番 6 号
坂の上クリニック	津市藤方 154 番地 1
さの整形外科クリニック	津市観音寺町 445 番地 13
しおりの里クリニック	津市野田 2033 番地 1

しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	津市大園町10番49号
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地 ポルタひさい1F
白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1
白塚診療所	津市白塚町3568番地4
新町整形外科診療所	津市大園町4番29号
世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号
洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号
第二岩崎病院	津市一身田町387番地
大門病院	津市大門1番3号
タカオカクリニック	津市河辺町3041番地6
高岡医院	津市一志町田尻603番地
社会福祉法人高田福祉事業協会附属診療所	津市大里野田町1124番地1
高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町733番地
津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号
高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76
たかはし耳鼻咽喉科	津市藤方146番地1
たかはし内科	津市西丸之内38番11号
武内病院	津市一色町215番地1
たけうち内科クリニック	津市久居野村町872番地2
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町278番地6
たなか内科	津市観音寺町446番地77
田中内科	津市久居新町867番地2
タナハシ医院	津市久居本町1388番地
たにクリニック	津市河辺町3547番地1
千里クリニック	津市河芸町東千里6番地1
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87
津さくらばしクリニック	津市桜橋三丁目446番地20
津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地

津腎クリニック	津市北丸之内 92 番地
津生協病院	津市寿町 16 番 24 号
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興 3453 番地
津田クリニック	津市久居新町 3006 番地 ポルタひさい 2・3F
津泌尿器科皮フ科診療所	津市中央 2 番 11 号
津ファミリークリニック	津市押加部町 16 番 46 号
津みなみクリニック	津市久居野村町 600 番地 2
寺田医院	津市野田 778 番地 1
寺西胃腸科内科クリニック	津市野田 36 番地 10
東海眼科	津市羽所町 399 番地
とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里 273 番地 1
トータルサポートクリニック津	津市丸之内 17 番 8 号 東丸之内ビル 2F
遠山病院	津市南新町 17 番 22 号
刀根クリニック	津市香良洲町 1875 番地 1
豊里クリニック	津市豊が丘二丁目 46 番 3 号
内科MYクリニック	津市片田新町 21 番地 1
永井病院	津市西丸之内 29 番 29 号
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田 476 番地 1
中浜胃腸科・外科	津市久居元町 1870 番地 7
なかむら耳鼻咽喉科	津市高野尾町 1897 番地 75
中本耳鼻咽喉科	津市河芸町東千里 24 番地
中森内科	津市観音寺町 799 番地 7 TTビル
にし整形外科	津市垂水 1256 番地 2
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町 570 番地 7
にしかわ小児科	津市久居新町 612 番地 5
西出医院	津市久居野村町 600 番地 21
日本板硝子津事業所診療所	津市高茶屋小森町 4902 番地
のむら小児科	津市久居井戸山町 45 番地 5
はくさんクリニック	津市白山町二本木 1139 番地 5

英クリニック	津市久居明神町 2090 番地 1
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田 1817 番地
ひおきクリニック	津市高茶屋小森町 2596 番地 1
ひぐち整形外科クリニック	津市久居射場町 33 番地 3
ひさい脳神経外科クリニック	津市久居明神町 2336 番地
久居病院	津市戸木町 5043 番地
日高クリニック	津市一志町田尻 30 番地 10
フェニックス健診クリニック	津市乙部 5 番 3 号
福喜多眼科	津市久居中町 134 番地 37
ふじおかクリニック	津市雲出本郷町 1918 番地
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地 1
ふじた耳鼻咽喉科	津市中央 6 番 14 号
藤田内科	津市乙部 16 番 2 号
藤本内科	津市戸木町 7860 番地 3
二神クリニック	津市高野尾町 4956 番地 27
ベタニヤ内科神経内科クリニック	津市豊が丘五丁目 47 番 7 号
別所ヒフ科	津市新町一丁目 10 番 19 号
ほらやま内科	津市久居元町 2327 番地 5
前川内科	津市垂水 1425 番地
まきのクリニック	津市美里町足坂 165 番地 2
増井内科	津市長岡町 800 番地 501
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里 259 番地 1
まつしまクリニック	津市久居小野辺町 1763 番地 5
丸岡医院	津市片田志袋町 483 番地
丸の内在宅クリニック	津市西丸之内 5 番 9 号
三重県立一志病院	津市白山町南家城 616 番地
三重県健康管理事業センター	津市観音寺町 446 番地 30
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目 12 番 1 号
三重耳鼻咽喉科	津市観音寺町 445 番地 15
みえ消化器内科	津市観音寺町 799 番地 7
三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地 5

三重病院	津市大里窪田町 357 番地
水谷皮フ科クリニック	津市新町三丁目 6 番 22 号
三井整形外科	津市雲出本郷町 1400 番地 1
みどりクリニック	津市久居野村町 314 番地 13
緑の街医院	津市長岡町 3018 番地 3
むらしま整形外科	津市野田 33 番地 3
森田内科クリニック	津市雲出本郷町 1370 番地 1
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保 314 番地 1
やまぐちクリニック	津市垂水 2797 番地 1
やましろ小児科	津市久居中町 254 番地 11
山の手内科クリニック	津市一身田上津部田 3086 番地 3
山本クリニック	津市白山町川口 49 番地 1
やまもと総合診療クリニック	津市丸之内 21 番 20 号
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町 131 番地 83
ゆう心のクリニック	津市河芸町東千里 155 番地 1
ゆたクリニック	津市修成町 2 番 3 号
ゆり形成内科整形	津市柳山津興 3306 番地
吉田クリニック	津市栗真中山町 79 番地 5
ルミナスクリニック	津市安濃町曾根 833 番地 6
若葉病院	津市南中央 28 番 13 号
渡部クリニック	津市乙部 5 番 3 号

イ 個別接種会場（乳幼児（生後 6 月から 4 歳まで）の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部 5 番 3 号
熱田小児科クリニック	津市大倉 11 番 15 号
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目 1 番地 5
きのこどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町 2598 番地 3
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田 1504 番地 16
コスモスクリニック	津市一志町小山 1434 番地 2
小渕医院	津市一志町高野 254 番地 1

津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号
にしかわ小児科	津市久居新町612番地5
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1
やましろ小児科	津市久居中町254番地11

ウ 個別接種会場（小児（5歳から11歳まで）の接種を行う会場）

医療機関名	所在地
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5
上島小児科	津市新町二丁目7番28号
上野内科	津市庄田町2090番地
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1
きのここどもクリニック	津市久居藤ヶ丘町2598番地3
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2
小渕医院	津市一志町高野254番地1
坂口医院	津市垂水1889番地30
津生協病院	津市寿町16番24号
津生協病院附属診療所	津市津興3453番地
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号
にしかわ小児科	津市久居新町612番地5
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5
三重病院	津市大里窪田町357番地
やましろ小児科	津市久居中町254番地11

エ 集団接種会場

接種会場	所在地
津センターパレス 1階	津市大門7番15号
イオンモール津南 3階イオンホール	津市高茶屋小森町145番地
ツッキードーム	津市藤方637番地
久居インターラーニング内	津市久居明神町2490番地
三重大学	津市栗真町屋町1577番地
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5

オ 巡回型集団接種会場

接種会場	所在地
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地
美杉総合支所	津市美杉町八知5828番地1

5 予防接種を行う医師

各医療機関において掲示します。

6 使用する新型コロナワクチンの種類

(1) 初回接種（1回目及び2回目接種、生後6月以上5歳未満の者については、3回目）

ア 5歳以上12歳未満の者

　ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

イ 12歳以上の者

（ア）ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

（イ）武田薬品工業社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン

ウ 生後6月以上5歳未満の者

　ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

(2) 令和5年秋開始接種

ア 6歳以上の者

武田薬品工業社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

イ 5歳以上12歳未満の者

　　ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

ウ 12歳以上の者

（ア） ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

（イ） 武田薬品工業社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン

エ 生後6月以上5歳未満の者

　　ファイザー社コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン

7 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

（1）接種不適当者

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者
　　で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

（2）接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次の各号に掲げる者とします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

8 接種対象者

接種対象者は次のとおりとします。

(1) 初回接種（1回目及び2回目接種、生後6月以上5歳未満の者については、3回目）

接種を受ける日に本市に居住する生後6月以上の者

(2) 令和5年秋開始接種

初回接種の完了から3月以上経過した者であって、接種を受ける日に本市に居住する生後6月以上の者（武田社組換えコロナワイルスワクチンは6月以上経過した者）

津市公告第145号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を別冊のとおり変更しましたので、同条第6項の規定により公告します。

なお、別冊は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和5年9月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業公告第26号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月25日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	下水道工務課		
工 事 名	令和5年度下工公補第12号 津北部第2処理分区公共下水道工事					
工事場所	津市 白塚町 地内					
工事概要	管布設工(管径150mm) 335m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 14箇所 ます設置工 28箇所					
工 期	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで					
発注業種	土木一式					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)			
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)			
	その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和5年10月16日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及び場所	令和5年10月19日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	65,935,000 円 (税抜き)					
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和5年度水工第21号 公共下水道事業に伴う上浜町六丁目及び大谷町地内配水管移設工事					
工事場所	津市 上浜町六丁目及び大谷町 地内					
工事概要	配水管布設工 DIP ϕ 75mm 107.1m 配水管布設工 PP ϕ 50mm 177.7m 仕切弁設置工 ϕ 75mm～ ϕ 50mm 11箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 不斷水仕切弁設置工 ϕ 75mm 2箇所					
工 期	契約締結の日から 令和6年2月19日 まで					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A2・A1		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和5年10月16日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及び場所	令和5年10月19日 午前9時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	23,650,000		円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 • 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	下水道工務課					
工 事 名	令和5年度下工維第5号 白山町上ノ村地内下水道管更生工事								
工事場所	津市 白山町上ノ村 地内								
工事概要	取付管更生工(既設管径150mm) 12箇所 支管一体部分補修工(既設本管径200mm 既設取付管径150mm) 12箇所								
工 期	契約締結の日から 令和6年1月29日 まで								
発注業種	土木一式								
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	なし							
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】 【プロック】	【地区】 【地区】	【格付】 【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
		専門技術者	下水道管更生工法及び下水道管部分補修工法の施工技術の認定証等を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)						
	その他要件	令和5年度格付区分等業者一覧(土木一式)に登載されていること 下水道管更生工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている自立管工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること 下水道管部分補修工法((公財)日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。)の協会員であること							
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで							
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」							
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで							
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答							
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819							
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提出期限	令和5年10月16日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月19日 午前9時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室								
予 定 価 格	8,884,000 円 (税抜き)								
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。								

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	水道工務課		
工 事 名	令和5年度水工第22号 道路整備事業に伴う雲出島貫町地内配水管移設工事					
工事場所	津市 雲出島貫町 地内					
工事概要	配水管布設工 PP φ50mm 126.0m 仕切弁設置工 φ50mm 1箇所					
工 期	契約締結の日から 令和6年2月5日 まで					
発注業種	土木一式（配水管工事）					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後5時まで (指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX 059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	令和5年10月16日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及び場所	令和5年10月19日 午前9時50分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	7,930,000		円 (税抜き)			
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 • 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)をいう。					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	水道施設課		
工 事 名	令和5年度水施第11号 安濃光明寺ポンプ場及び芸濃南山ポンプ場送水ポンプ等更新工事					
工事場所	津市 安濃町今徳及び芸濃町雲林院 地内					
工事概要	送水ポンプ等更新工事 一式 【安濃光明寺ポンプ場】 多段渦巻ポンプ(口径65mm×0.35m ³ /min×72m×11kW) 2台 可搬式発電機(3φ 3W 60Hz 220V 45kVA以上) 1基 可搬式発電機収納庫 1棟 【芸濃南山ポンプ場】 多段渦巻ポンプ(口径50mm×0.21m ³ /min×100m×11kW) 2台					
工 期	契約締結の日から 令和6年7月24日 まで					
発注業種	機械器具設置					
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径50mm以上)の製作又は 据付工事				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日～令和4年9月30日)				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel:059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX:059-237-5819				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提出期限	令和5年10月16日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛				
開札日時 及 び 場 所	令和5年10月19日 午前10時10分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	38,419,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公團、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		工 事 担 当 課	下水道工務課					
工 事 名	令和5年度下工維第2-2号 戸木町第1マンホールポンプほか31箇所ポンプ等取替修繕								
工事場所	津市 戸木町ほか19町 地内								
工事概要	汚水水中ポンプ取替(口径50~80mm) 10台 非常通報装置取替 22基								
工 期	契約締結の日から 令和6年2月29日 まで								
発注業種	機械器具設置								
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等							
	格付要件	なし							
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成25年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された口径50mm以上の汚水ポンプの製作又は据付工事							
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和3年10月1日~令和4年9月30日)							
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで							
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」							
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで							
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答							
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819							
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提出期限	令和5年10月16日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月19日 午前10時20分 津市上下水道庁舎2階 入札室								
予 定 価 格	30,002,000 円 (税抜き)								
最 低 制 限 価 格	無								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年9月25日		業 務 担 当 課	安芸事業所	
業 務 名	令和5年度水安水施第1-5号 鳥居町ポンプ場及び河芸豊津浄水場取水井撤去設計業務委託				
業 務 場 所	津市 鳥居町ほか2町 地内				
業 務 概 要	ポンプ場撤去実施設計 一式 取水井撤去実施設計 一式				
期 間	契約締結の日から 令和6年3月25日 まで				
発注業種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部門	上水道及び工業用水道
	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等			
	当該部門 に お け る 営 業 収 入 金 額 要 件	市内本店	営業収入金額を有すること		
		市内支店等	営業収入金額が5千万円以上であること		
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成25年以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 上水道施設(配水池又は浄水場等)における更新設計業務又は撤去設計業務			
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)		
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和5年10月16日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提出期限	令和5年10月3日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年10月11日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和5年10月16日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年10月19日 午前10時30分				
	津市上下水道庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	10,664,000		円 (税抜き)		
最 低 制 限 価 格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和5年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。</p>				

津市消防本部訓令第2号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月28日

津市消防長 田中秀浩

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成18年津市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

休業承認	育児休業を承認し、及び休業期間を延長すること。
職務復帰	育児休業職員を職務に復帰させること、又は育児休業職員が職務に復帰したこと。

」

を

休業承認	育児休業又は自己啓発等休業を承認すること。
延長承認	育児休業又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。
職務復帰	育児休業をしている職員を職務に復帰させること、又は育児休業をしている職員若しくは自己啓発等休業をしている職員が職務に復帰したこと。

」

に改める。

別表第2の2の表中

育児休業	1 休業を承認する場合	育児休業を許可する 育児休業の期間は○年○ 月○日までとする ○年○月○日まで育児休	
	2 休業の期間を 延長する場合	業の期間の延長を承認する	

1 職務に復帰させる	職務に復帰させる	
2 職務に復帰した場合	職務に復帰した（○年○年○月）	
取消し及び承認	<p>育児休業を取り消し、○年○月○日付けで請求のあった育児休業を承認する</p> <p>育児休業の期間は○年○月○日までとする</p>	<p>育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認することをいう。」</p>

を

育児休業	休業承認	育児休業を承認する 育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	延長承認	○年○月○日まで育児休業の期間の延長を承認する	
	職務復帰	<p>1 職務に復帰させる場合 「職務に復帰させる」</p> <p>2 職務に復帰した場合 「職務に復帰した（○年○月○日）」</p>	
	取消し及び承認	<p>育児休業を取り消し、○年○月○日付けで請求のあった育児休業を承認する</p> <p>育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする</p>	<p>育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子</p>

			に係る育児 休業を承認 することを いう。
自己啓発 等休業	休業承認	自己啓発等休業を承認す る 自己啓発等休業の期間は ○年○月○日から○年○月 ○日までとする	
	延長承認	○年○月○日まで自己啓 発等休業の期間の延長を承 認する	
	職務復帰	職務に復帰した (○年○ 月○日)	
	取消し	自己啓発等休業の承認を 取り消す	

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

津市消防本部告示第2号

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）第42条の2第1項の規定により、指定催しを次のとおり指定する。

令和5年9月22日

津市消防長 田中秀浩

1 指定催し

津まつり開催に伴う露店催し

2 指定期間

上記の指定催しに対し、指定の日から当該指定催しが終了する日までとする。

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和5年9月19日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和5年9月26日（火）午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市教育委員会点検・評価について
- (2) 令和5年度津市教育功労者表彰について

津市農業委員会告示第2号

下記農地は農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和5年9月22日

津市農業委員会会長 喜多義幸

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条又は第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
津市木造町字狭間2125番1	田	957	所有権	第33条第1項	(亡)吉住文男
津市木造町字狭間2137番	田	1,983	所有権	第33条第1項	(亡)吉住文男
津市木造町字狭間2138番	田	1,983	所有権	第33条第1項	(亡)吉住文男
津市木造町字安田2163番1	田	563	所有権	第33条第1項	(亡)山中実
津市木造町字安田2163番2	田	282	所有権	第33条第1項	(亡)吉住文男
津市木造町字安田2164番1	田	932	所有権	第33条第1項	(亡)山中実

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、
引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域
における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在
となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
- (1) 申出を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目及び面積
- 4 また、この公示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。